

平成27年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第4号）

平成27年3月13日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第17号 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第 2 議案第18号 御宿町第3次障害者計画、御宿町第4期障害福祉計画の策定について
- 日程第 3 議案第19号 おんじゅくまち2015高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画の策定について
- 日程第 4 議案第20号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第21号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第22号 平成26年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第23号 平成26年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第24号 平成26年度御宿町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 平成27年度御宿町一般会計予算撤回の件

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主査	古畑貴子君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。

（午前 9時30分）

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第17号 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第17号 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、目次をご覧いただきたいと思います。

1ページの第1章、計画策定の概要から、16ページの第3章、御宿町の子ども・子育ての現状までは、計画策定の位置づけや当町の人口、世帯の推移を記載してございます。

17ページの第4章は、御宿町次世代育成支援行動計画に係る基本方針や事業目標となっております。

28ページからは、第5章で、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に関する事業内容となっております。

43ページからの最終章、第6章では、計画の推進に関する体制などにつきまして明記してございます。

資料といたしまして、44ページ以降にアンケートの調査結果を添付してございます。

本計画の策定に関する背景といたしましては、子育て家庭の支援のため、平成15年7月に次

世代育成支援対策推進法が制定されております。次世代育成支援対策の推進を図ることと規定されております。

御宿町では、平成17年3月に御宿町次世代育成支援行動計画を策定いたしまして、平成22年3月に、平成26年度を終期といたします御宿町次世代育成支援行動計画の後期行動計画を策定しております。

また、平成24年8月には、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法が施行されまして、この法律に基づきます幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援制度が本年4月から本格スタートとなることから、事業計画の策定を行っているところでございます。

次世代育成支援行動計画は子供の環境や子供の総合計画であり、子ども・子育て支援事業計画は、区域ごとの教育・保育のサービスの利用量を定める事業計画となっております。計画の期間といたしましては、平成27年度を初年度といたしまして、平成31年度までの5カ年を1期として策定しております。

計画の構成につきましては、以上でございます。

それでは、第1章から説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1章、計画策定の概要といたしましては、計画の策定、趣旨、計画の位置づけ、計画の期間について記載してございます。本計画は、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法と関連する法律に基づきまして、御宿町子ども・子育て会議で委員の意見を聴取し作成するものであり、計画の期間は、平成27年度を初年度とし、31年度までの5年間を1期としてございます。

3ページをご覧ください。

第2章は、計画の基本的な考え方を記載してございます。

町全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指すということから、「やさしい眼差しの中で しなやかな子供が育つまち・おんじゅく」を基本理念として掲げております。

4ページの第3章は、御宿町の子ども・子育ての現状を記載してございます。

前期計画との関連から、過去の推移を表やグラフで示しております。人口や出産、児童数の推移は、どれも減少傾向となっております。

17ページをご覧ください。

第4章からは、次世代育成支援行動計画についてとなっております。

次世代育成支援行動計画は、核家族化や少子化に対応するための総合的な子育て環境づくりをするための計画であり、町においても引き続き策定するものです。町の基本方針や施策体系は、現行の行動計画を引き継ぐという形にしております。3つの基本方針のもと、4つの目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針の1つが「一人ひとりに適した子育て環境の構築」、家庭の生活様式や子育てに対する親の考え方が多様化してきているため、家族のあり方を念頭に、住民、地域、行政、関係機関と連携して子育て環境の向上を図ることとしております。目標設定におきましては、地域全体での子育て支援の推進、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進の2つを掲げております。基本方針の2つ目が「郷土愛を身につけた人材の育成」となります。基本方針の3つ目は、「子育てにやさしい生活環境の形成」でございます。

20ページをご覧ください。

基本理念、基本方針、基本目標、推進施策を体系的に図で示しております。

21ページからは、施策の事業目標を立てております。

地域全体での子育て支援の推進として7項目、23ページまでとなっております。母親や乳児及び幼児期の健康確保及び増進につきましては3項目、教育や生活環境の整備は27ページまで4項目となっております。ほとんどが従来からの事業を継続するという内容となっております。

28ページからは、第5章、子ども・子育て支援制度の施行に伴い策定を進めることとなった子ども・子育て支援事業計画となります。

子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て家庭の現状や子育て支援のニーズを把握し、さまざまな施設や事業などの地域のニーズに見合ったものを整備する事業計画でございます。子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域を設定することとされております。町では、地域の特性を踏まえまして、1つの教育・保育区域として御宿中学校区域を設定しております。

続いて、児童の推計人口は表のとおりとなっております。減少していくという推計となっております。

29ページをご覧ください。

幼児期の学校教育・保育の需要がどのくらいあるのか、量の見込みを算出したものでございます。現在の保育の利用状況を基本として、平成25年度に実施いたしましたアンケート調査の利用規模を勘案したものが算出結果となっております。

30ページの地域子ども・子育て支援事業については、国が示す11の支援事業がございます。

平成31年度までの量の見込みにつきましては32ページまでに、事業内容、現在の取り組み、目標事業量、実施方法について、各事業ごとに41ページまでの記載となっております。

第6章は、本計画の推進状況の確認や評価、見直し等について記載したものでございます。

44ページ以降の資料につきましては、本計画策定に関する委任調査を添付しております。

なお、本計画策定にあたりましては、子ども・子育て会議並びに教育民生委員会協議会、議員協議会でのさまざまな協議を初め、平成27年1月9日から2月9日まで町ホームページなどでパブリックコメントを実施し、本計画の策定に至りました。

計画策定に係る関係各位のご指導、ご尽力にお礼を申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ここに至るまで、大変丁寧な説明を教育民生で何度も受けましたけれども、定例議会ということで改めて質問させていただきます。

議案第17号 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定についてということですが、続けて同じ福祉関係で6本の計画が出ております。多くの時間と英知を結集した多賀課長の集大成だと私は思っております。大変労作だと、ご苦労さまでございました。そういう中で、御宿町の福祉の大きな土台ができたのではないかなと私は思っております。この計画が誠実に着実に実行されたら、笑顔と夢が膨らむ、安心して、また定住者も増える町になるのではないかと、期待して質問させていただきます。

この計画を実行するにあたっては、簡単に言えば金とマンパワー、これがどうしても不可欠でございます。そういう中で、この6本の計画が、期間内で計画を実施するにあたってどのぐらいの経費がかかるか。石田町長、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 経費については、具体的な試算は現在まだしておりません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 事業計画を立てて、その金の手当てがないというのは、もう先行きから心配でございます。全くないということなので、それはまた後に回します。

そういう中で、少子高齢化が社会現象となって、これは御宿に限らず全国的な話だと思うんですが、将来を担う子供たちの環境整備をしていくのは非常に重要なことだと、これは

誰しも同じだと思っていますけれども、また保育所も新しくするという話もありますが、担当課長として、現状をどう把握して、今後どう持っていくのかということ、簡単に結構ですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 御宿町の総人口、年少人口の推移を見ますと、平成26年4月1日現在で7,935人となっており、平成22年度からは緩やかな減少傾向にあります。世帯数は平成22年から増加傾向にあり、26年4月1日現在で3,658世帯、110世帯の増加となっております。一方で、総人口が減少傾向にあることから、1世帯当たりの人員は減少傾向となっており、世帯当たり2.1人と、核家族化が進行しているという状況でございます。

15歳未満の年少人口は、平成26年で586人、年少人口割合は7.4%となっております。平成22年度からの減少傾向となっております。合計特殊出生率の推移を見ますと、平成20年には1.67と大きく上昇しましたが、それ以降は減少傾向で推移してございまして、平成24年には1.03と国・県よりも下回っている状況でございます。出生率の推移は、平成20年に上昇し6.3となりましたが、平成24年には3.4まで減少傾向で推移しており、国及び県よりも大幅に下回っている現状でございます。児童数の推移を見ますと、平成20年から25年まで児童人口は減少傾向にございます。

このような人口推移から現状を判断いたしますと、特異な変化がない限り、高齢化と核家族化は右肩上がりに増加し、人口減少と少子化が減少していく状態にあるという見解をしております。

保育所の建設ということもございまして、このような推移と子育て世帯のニーズとを踏まえまして、建設委員会等で協議をしてみたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。よくわかりました。

そういう中で、町も定住化や活性化施策をいろいろと考えているようですけれども、それは新年度予算で伺うとして、このままではどうしようもないことになるのではないかなと私自身は思っております。計画をつくりましたと。じゃ具体的にどう考えていくのか、実行していくのかと。また、その計画の位置づけですね、それぞれの計画についての方針、目標について、簡単に結構ですけれども説明してください。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） いろいろ各種の計画がございましてけれども、本計画の位置づ

けにつきましては、国は平成24年8月に、先ほど申しましたように、子ども・子育て支援法を初めといたします子育て関連3法を成立し、この法律に基づきまして、子ども・子育て支援制度を平成27年度から本格的にスタートするという状況でございます。市町村は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画というものを策定することになったと、先ほど申し上げました経緯でございます。

この法的な位置づけといたしましては、支援事業計画は子ども・子育て支援法の基本理念、子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえまして、同法第61条、同法第77条第1項で設置している御宿町子ども・子育て会議で委員の意見を聴取しております。

計画の期間は、平成27年度を初年度として平成31年度までと、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございますが、計画の方針といたしましては、第4次御宿町総合計画及び御宿町次世代育成支援後期行動計画、これらの各種関連計画を踏まえまして作成をしております。

第4次御宿町総合計画におきましては、まちづくりの基本理念に「笑顔と夢が膨らむまち【ともに支え合う挑戦と再生】」を掲げております。この基本理念を実現するための次代の担い手づくりのために、「地域で支え助け合う子育て・福祉と教育のまちづくり」という目標を掲げております。本計画では、このまちづくりの基本理念を実現するために、優しい町に住む住民の優しいまなざしの中で、心豊かに地域を誇り、次世代を担う子供の育成を目指していきます。

次世代育成支援行動計画におきましては、核家族化や少子化に対応するための総合的な子育て環境づくりのための計画でございまして、次世代育成支援法の10年間延長に伴いまして、御宿町におきましても継続して策定いたしました。計画の基本方針、施策体系は、現行行動計画を引き継ぐという形としてございます。

基本方針の1は、「一人ひとりに適した子育て環境の構築」でございます。今日の社会では、家庭の生活様式や子育てに対する親の考え方は多様化してきています。そのため、多様化する家庭のあり方を念頭に、住民、地域、行政、関係機関が連携して、一人ひとりの子供や家庭に適した子育て環境の向上を図ってまいりたい。具体的には2つの目標を示しておるわけでございます。目標1といたしましては「地域全体での子育て支援の推進」、目標2といたしましては、「母性並びに幼児期及び幼児等の健康の確保及び増進」に関することとございます。

基本方針の2は、「郷土愛を身につけた人材の育成」でございます。時代の変化に応じて、就労、結婚、家庭、子どもに対する考え方も少しずつ変化していく中で、子どもたちが将来に

わたる郷土に対する深い愛情を身につけ、その個性を發揮できるよう、学校、地域が団結した人材育成環境の向上を図ってまいります。目標といたしましては、「子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備」という形で位置づけております。

基本方針の3では、「子育てにやさしい生活環境の形成」、目標といたしましては「子育てにやさしい生活環境の整備」という形で、公園や道路などの整備に取り組み、生活環境面からの支援ということになってございます。

子ども・子育て支援事業計画におきましては、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図るための計画でございます。この支援計画では、保育の需要を把握し、教育・保育施設等の整備計画を策定してございます。

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的な条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することとされています。町では、地域の特性を踏まえ、中学校区を教育・保育提供区域と設定したところでございます。

現在の教育・保育の利用状況を基本といたしまして、保護者の利用希望などを勘案し、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込みを設定します。

地域子ども・子育て支援事業では、現在の子育て支援事業の利用状況を基本といたしまして、国の示す事業の展開を図ります。国の示す事業のうち、現在町で実施しておりますのが7つの事業がございます。時間外保育、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、妊婦に対する健康診査を実施する事業がございます。新年度からは更に4事業が追加されました。利用者支援に関する事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、これらが国が示す4事業でございます。

子どもたちと保護者の多様化するニーズを受け入れるため、平成25年度に実施されましたニーズ調査をもとに、各事業の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございますので、今後ともよろしくご協力をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番。

御宿町では、今まで多くの予算、お金を使いながら事業計画を立案してまいりましたけれども、例えば道の駅とか火葬場とか谷内六郎記念会館とか、大変多額のお金を使いながら最後は無駄になってしまったと。本当にこの6本の福祉計画が実行されるのか、旗振りがいなくなっ

て、本当に不安を隠し切れないのが現状ではないかなと思っております。

この計画には、お金とマンパワーがどうしても不可欠でございます。計画をつくって、俗に言う絵に描いた餅になってははどうしようもないと。計画の状況の管理についてどうするのか。町には今までもたくさんの計画がありましたけれども、なかなか一般の人には理解されることが難しい状況でございます。しっかりやってもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 本計画の推進にあたりましては、町内の関係機関と連携いたしまして横断的な施策に取り組むことと、保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して多くの方の意見を取り入れながら、取り組みを広げていきたいと考えております。社会情勢の多様な変化にも柔軟に対応し、新たな課題にも早急に取り組んでまいりたいという中では、やはり地域の連携というものが欠かせないわけでございます。

また、進捗状況の管理につきましては、本計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果につきまして、毎年点検・評価を行うように考えております。また、子ども・子育て支援の推進によりましては、柔軟で総合的な取り組みが必要という観点から、この取り組みを評価するための利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、各年度で施策の改善につなげていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

本日は、計画の策定ということで何本か議案提案がされております。それで、子ども・子育て支援事業計画ということですが、私も全く前段者と同様の危惧を持っておるものでございます。

子ども・子育て支援に関する計画、これは今説明もありましたが、申すまでもなく大変重要で、喫緊の課題であるというふうにも認識をしております。基本的には、こうしたものをなすべく基本的な条件といたしまして、女性の地位向上、子供の権利の確立という観点が大変大事であろうというふうに思います。

それで、この計画、全体的な、どうつかさどるのかということで、前段者も細かい質疑をされておりましたけれども、地域全体で支援を行うということで今説明もあったわけですが、具体的に、例えば庁舎内においてはどうかということで、行動計画の中身を拝見いたしますと、担当は今ご説明をいただいております保健福祉課並びに教育課、産業観光課、総務課、

社会福祉協議会、具体的に言及をしているのはこの課ということでございます。

私ども、和光市にも訪れまして、それについての報告は議会初日に報告をさせていただいたところでございます。いわゆる福祉施策課という担当部署を新たに設けて、総合コーディネーターを行うという対応を図っているというふうに向ってまいりました。

ここ数日の3月定例会、第1回定例会の審議においても、進捗状況を含めて答弁をいただきましたけれども、いただいた後の結果が全く保障されていませんね、いろんな問題で。こうした計画を、わかりやすい言葉で言えば、前段者も言いましたけれども、絵に描いた餅にしないと、魂を入れていくと、これはどうすればいいんでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 働く女性の地位向上、子供の地位の確保、また、この取り組みをどうするかというお話でございますが、やはり働く女性の支援ということでは、保育体制あるいは放課後児童クラブ等、働くお母さんたちの支援をしていきたいと考えておるわけですが、議員ご指摘の、本来こういった計画をつくり、そして進めていくためには、やはり全庁体制で臨んでいくべきだということでございます。

策定するにあたりましては、担当間の連絡調整はさせていただいておりますので、これがご承認をいただいた後に、ある意味でしっかりした組織体制を全庁で考えていく。これは、定住化や子育て支援に限らず幅広く影響してくるものでございますので、この承認後に全庁体制のそういった組織体制を立ち上げていきたいとは考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 全庁体制と、そのようには書いていないですが、地域全体で取り組むんだというふうに向ってございます。役場においては全庁体制で取り組むということですが、町長、それでは、全庁体制でとり行いたいということで、今、担当からお話があったわけでありましてけれども、その責任者ですね、それはどういうふうにされるおつもりですか。どこがこの全体、いわゆる総合計画ですよ。先ほど担当者から説明もありましたけれども、総合計画の1つとしてこの計画があるというふうにご説明をいただいたと思います。じゃ、今議題になっているのは子ども・子育て支援事業計画です。これは町ぐるみで行うんだということでご説明いただいて、るる計画がつけられたわけでありまして。今、庁内においては全庁体制で行いたいというふうに向担当が説明をいたしました。

一般質問でも言いましたけれども、例えば総務課、これは誰がコーディネートするのかという問題がありましたね。誰がそれをコーディネートするんですか。本当にきちんと調整が図れ

るんですか。それだけの権限ある者がきちんと行うということが大事なんじゃないですか。例えば保健福祉課が全体的な座長を行うということで、じゃ財政は全くわかりませんよね。ですからお金のことを聞かれたと思うんです、前段者は。全てはお金じゃないとは思いますが、そうは言ったって人は金なりですから、国は人手がつくるわけでありますから。そうですよね、町長。これは言わなくてもわかっていると思えますけれども。

じゃ、その中で御宿町役場、これが決定されれば4月1日からですよ。もう間もなく、何日もありませんよ。4月1日からこれは施行するわけでしょう。

それと、この中に、今お話をさせていただきましたけれども、教育課、これも、戦後始まって以来の改革を行うということなんじゃないですか、首相は。そうですよね。中身は異論があるとしても、そういう気構えで首相はやられたんですよ、たしかね。その大綱もまだ定まっていなくて。これはじっくりやっていただきたいということで、それは異論はありませんけれども、そういうものとこれは不可分なわけですよ。それじゃどうやって調整されるんですか。その中に保健福祉課はたしか入っていなかったと思うんです。入っていましたか。大綱の策定に入っていましたか。入っていないと思えますよ。詳細はいいですけども、入っていたとしても、じゃそれを誰がコーディネートするかということです。

そういうことも踏まえて、4月1日からこの計画ですよ、本当に魂を入れていくと、きちんと執行すると、調整を図るというためには、一定の職責の人がきちんと対応をとることが私は当然だろうと思うんです。もう何日もありませんので、当然そこも視野に入れながら提案されたというふうに理解しておりますので、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたびの議会で幾つかこういった計画をお願いしておりますが、内容的にはやはりこれから3カ年あるいは5カ年の内容になっております。

今、石井議員さんのお言葉にもございましたけれども、今、国のほうは地方創生という総合戦略を立てております。前にもご説明しましたけれども、各自治体は27年度中に立てるということでございます。こういった地方創生の総合戦略と、あるいは御宿町にとってみれば2年前に総合計画を立てております。そして、今また幾つかのこういった各部門部門の計画をお願いしているわけですが、例えば子育て支援にしても、国の総合戦略、地方の総合戦略に非常に今回重要な部分を占めます。

そういう中で、現在、副町長を置いてございませぬので、実際総合戦略の関係は、担当といえますか、座長的には企画財政課長をお願いしたいと、プロジェクトチームでも言っております。

す。ただ、総合的な事務、取りまとめについては、調整役というか、そういう面では総務課長の立場にある者がやっていきますけれども、今、保健福祉課、教育課あるいは社会福祉協議会の関連で、横の連携をしっかりととりながら、幾つかの、今上げました各計画の整合性をきちんと図りながら、事業を進めていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

総合的に、総合的にというのは、それはわかるんですけども、その中でこの計画については誰が責任を持って調整できるのかということです。例えば、保健福祉課長がこの計画全部を調整して、コーディネートして、指示ができるんですか。できるんだったらできるで構わないですけども。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 例えば子育て支援関係の計画については、やはり主管課であります保健福祉課長が中心となりますけれども、全ての計画の最高責任者は当然私になりますけれども、そういう中で、とにかく1つの計画だけが孤立するものではございませんので、整合性を図りながら進めていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 間もなくですので、しっかりやっていただきたいと思っております。

具体的に幾つかお聞かせ願いたいと思うんですけども、このアンケート、ありますけれども、どこを見ても、経済的な対応、それから医療の対応という文言が非常に多くなっているというふうに思うんです。そういう面では、このアンケートで一番高かった部分、この部分について、きちんと対応を図っていくということが大変大事だろうというふうに思うわけでありませぬ。

それからもう一つは、こうした計画の一つの大きな問題は、先般も一般質問で提起された議員もいらっしゃいましたけれども、昨今の子どもたちの凶悪事件ですよね。これはあつてはならないことだと思うんですけども、こうしたものをやはりきちんと地域からなくしていくということだと思うんです。まさに今の政治の縮図だと私は思うんです。子どもがひどい状況に置かれている。この冒頭にもそのことについては簡潔に述べられていると思っておりますけれども、そうしたことも踏まえて、地方分権の中で町がなすべきことというのは大変大きいと思うんです。

1つ、この執行にあたって何を規範にするかということでありまして、私はやはり憲

法第25条、生存権だろうと思うんです。憲法、法律、条例に基づいて計画をつくり、執行していくのが行政であろうと思います。特に、先ほど言いました女性の地位の向上、子どもの権利の確立、こうしたものを規範に据えていただきながら、一つ一つ作業を行っていくということだと思います。

じゃ、もともと憲法第25条にはどのように書かれているか。ご承知のこととは思いますが、
「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」。
「すべて国民は、個人として尊重される。」、これは憲法第13条なんですけれども、
こうした立場を堅持しながら、長及び執行機関は誠実に計画を執行すると。予算は何よりも最重点に置かなければならないということだと思います。こうした計画、役場の一人ひとりが憲法の原理原則に基づいて執行すると。その中において各責任において判断をするということじゃないですか、町長。どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 憲法第25条、基本的人権の尊重ということですが、石井議員さんのご指摘のとおりだと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第18号 御宿町第3次障害者計画、御宿町第4期障害福祉計画の策定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、引き続きまして、議案第18号 御宿町第3次障害者計画、御宿町第4期障害福祉計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

目次をご覧いただきたいと思います。

計画は3部構成になっております。

第1部は序論。第1章、計画の概要につきましては、計画の策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、計画の期間につきましては、2ページから5ページに記載してございます。第2章、障害のある人を取り巻く現状につきましては、人口の推移と、障害のある人の現状として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数を記載してございます。アンケートの調査結果の概要は、8ページから40ページまでに記載しております。

第2部は、第3次障害者計画となります。第1章といたしまして計画の基本的な考え方について、基本理念等及び計画の体系を42ページから46ページまでに、また第2章、施策の展開といたしまして、各施策の基本方針を48ページから78ページまでに記載してございます。

第3部は、第4期障害福祉計画となります。第1章、障害福祉サービス等の見込量と確保の方策について、障害福祉サービス等の体系、サービス提供体制整備の基本的な考え方、第4期障害福祉計画の成果目標、障害福祉サービス等の実績値の状況、障害福祉サービス等の見込量と確保の方策、こちらにつきまして80ページから103ページに示してございます。また、第2章、計画の推進体制については、障害のある人を取り巻く連携体制、計画の進捗管理体制は、106ページから107ページに記載してございます。

計画の構成につきましては以上となります。

2ページをご覧いただきたいと思います。

計画策定の背景と趣旨では、当町における障害福祉施策に関する計画の策定の経緯について記載しております。

4ページは、計画の法的な位置づけとなります。策定いたします計画につきましては、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める中長期的な市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやその確保策等を定める短期的な市町村障害福祉計画の2つの計画から成ります。

計画の期間につきましては、5ページの表をご覧ください。第3次障害者計画については、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間とし、第4期障害福祉計画につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年として策定するものでございます。

8ページから11ページまでは、第2章の障害のある人の現状を記載してございます。過去5年間にさかのぼっての推移となります。

12ページから40ページまでは、ニーズ調査を取り入れました。回収率は60.6%となっております。

41ページからは、第2部、第3次障害者計画となります。

42ページをご覧ください。

計画の基本理念等でございますが、第2次障害者計画に掲げました「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」を基本理念といたしまして、全ての障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援をしてみたいと考えております。

43ページをご覧ください。

計画の基本的視点につきまして、本理念に掲げました3つの基本的視点に立って計画を推進してまいります。1が地域で共に生きる、2がやさしい社会に生きる、3がその人らしく生きるという視点でございます。

次ページの計画の基本目標でございますが、先ほどお話しさせていただきました基本理念と基本的視点に基づきまして、5つの基本目標を設定させていただきました。1が障害者福祉サービスの充実、2が保健・医療の充実、3が交流・社会参加の促進、4が移動条件・生活環境の整備、5が支援体制の充実でございます。

46ページは、計画の体系です。基本目標を達成するための施策の方向を表にしております。

48ページから78ページには、本計画の施策の方向に基づいた具体的な事業制度などを掲載しております。従来から継続している事業につきましては、過去5年の推移を確認するため、実績数を記載いたしました。

80ページをご覧ください。

ここからは、第4期障害福祉計画に係る部分となります。

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービス体系と、次のページには整備の基本的な考え方を記載いたしました。

83ページをご覧ください。

第4期障害福祉計画の成果目標として、国の基本方針に基づきまして3つの目標を設定して

おります。目標の1は福祉施設の入所者の地域生活への移行、目標の2は地域生活支援拠点等の整備、目標の3は福祉施設から一般就労への移行となっております。

85ページから88ページまでは、障害福祉サービス等の実績値を過去3年間にさかのぼって表にしております。

89ページをご覧ください。

障害福祉サービス等のサービス提供見込みでございます。第3期計画における利用実績や今後のニーズ等を勘案いたしまして、各サービスの見込み量を設定いたしております。各種サービス見込みは103ページまでの掲載となっております。

106ページをご覧いただきたいと思っております。

第2章、計画の推進体制でございます。障害のある人を取り巻く連携体制ということで、庁内における連携、関係機関、国・県・近隣市町村との連携について記載しております。

また、計画の進捗管理体制として、地域自立支援協議会等において、成果目標、活動支援等に関する実績を把握し、分析・評価を行った上で、今後の社会情勢の変化に合わせ、また新たな国・県の施策、近隣市町村の動向などに柔軟に対応していきたいと考えております。

計画に関する説明は以上でございます。

なお、本計画策定にあたりましては、御宿町障害者計画・障害福祉計画策定委員会並びに教育民生委員会協議会、議員協議会での協議をはじめ、平成27年1月9日から2月9日まで、町ホームページなどでパブリックコメントを実施いたしまして、本計画の策定に至りました。

計画策定に係る関係各位のご指導、ご尽力に改めてお礼を申し上げまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

本来ならば、第3次障害者計画と第4期障害福祉計画ですね、これが1本であれば理解がしやすいんでしょうけれども、これは国のほうで2本にしろという形の中で2本出ているんでしょうけれども、ちょっと不合理な点多々あるのではないかと思います、誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには必要なことではないかと思っております。

ただ、計画の中の現状の数値を見ますと、御宿町の総人口の6%ぐらいが障害者手帳を所持しているということです。あらゆる分野の活動に積極的に参加できる、ノーマライゼーションとリハビリテーションという2つの理念の推進が打ち出されておりますが、そういう中でも充

分に手を差し伸べる形のものが必要ではないかと思っておりますので、そこで幾つか質問させていただきます。

そういう中で、表題にあるように、第3次障害者計画と第4期障害福祉計画について説明いただければと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 国の各法律に基づいた規定でございます。まず御宿町障害者計画につきましては、障害者基本法第9条第3項に基づき、障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定めることとなっております。町総合計画その他の関連計画との整合性を図りまして、長期展望の中で、障害者の施策を進めるための基本的な方針を示すというような位置づけでございます。

また、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づき、市町村の障害福祉計画として策定するものでございます。御宿町障害者計画が障害のある方のための施策に関する基本方針であるのに対しまして、障害福祉計画は、障害福祉サービスなどの提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための実施計画というような位置づけになると考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

言葉が似ていて、なかなかわかりづらいんですけども、障害者計画は基本的な理念と、また障害福祉計画のほうは、実態とかサービス等々、実施部門だということなのですけども、この2計画について詳しく説明していただければと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、第3次障害者計画ということで、計画書の46ページをご覧くださいと思います。計画の体系が示してございます。

計画の基本理念といたしましては、御宿町第2次障害者計画に掲げました「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」を基本理念として継承してございます。全ての障害のある人が地域で安心して暮らせる総合的な支援を推進していきたいと考えております。

基本理念に掲げました「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」、3つの基本的な視点に立って計画の推進を図ります。1つが地域で共に生きる、2つ目がやさしい社会に生きる、3つ目がその人らしく生きるという3点でございます。

それらの基本理念と基本的視点に基づきまして、5つの基本目標を設定してございます。1つが障害者福祉サービスの充実でございます。障害のある人が住みなれた地域で充実した生活を営み、自立と社会参加を実現していくために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが受けられるよう計画的に提供体制を整備することにしております。また、市町村事業である地域生活支援事業により、町独自の適切なサービスの提供ができるように努めてまいりたいと考えております。施策の方向は5つございまして、相談支援体制の充実、地域生活の支援、日中活動の場の充実、生活の場の確保、経済的な支援の充実となっております。

2つ目が保健・医療の充実でございます。健康相談や各種検診、健康教育などを充実いたしまして、障害の原因や疾病等の予防、早期発見・早期支援を図ってまいりたいと考えております。施策の方向は2項目ございまして、障害の予防・早期発見等、2つ目が医療・リハビリテーション体制の充実というように考えております。

3つ目が交流・社会参加の促進でございます。障害のある子供やその家族、学校等に対する相談支援体制と教育環境の整備・充実を図ってまいりたいと考えております。具体的な内容といたしましては、障害児保育・療育・教育の充実、就労・雇用の促進、生涯学習・スポーツの充実と考えております。

4つ目が移動条件・生活環境の整備でございます。障害のある人が自由に行動し、安心して生活を送ることができるよう、地域生活支援事業における移動支援等の充実を図ってまいりたいと考えております。施策の方向としては3項目ございまして、移動条件の整備、バリアフリー化の推進、防災・緊急時対策の充実の3つを掲げてございます。

5つ目が支援体制の充実ございまして、福祉教育や広報を通じまして、障害や障害のある人に対する理解促進や啓発活動の推進に努めてまいりたいと考えております。施策の方向としては3項目ございまして、理解・啓発活動の推進、ボランティア活動への支援、障害のある人の権利擁護の推進でございます。

第4期障害福祉計画については、83ページをご覧くださいと思います。

国の基本方針に基づきまして、3つの目標を設定してございます。

目標1が、福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。福祉施設に入所している方が、自立訓練事業等の中で地域生活を送ることができるような状況を目指してまいりたいと考えております。

目標2が地域生活支援拠点等の整備でございます。当町においても、障害者の高齢化、重度化や、親なき後の状況というものを、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか

について、郡内市町で構成します自立支援協議会等を通じまして関係機関と連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

目標の3は地域福祉施設から一般就労への移行でございます。福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じまして、平成29年度中に一般就労に移行する方の数値目標を設定してまいりたいと考えております。第3期計画における利用実績や今後のニーズ等を勘案いたしまして、平成27年度から29年度までのサービスの提供見込みを設定し、具体的なサービスに向けた支援というものを取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

膨大な計画の中で、現実的に職員が少ない中で大変難しい面があると思うんですけれども、連携をとりながら、計画の管理体制ですね、これをどうやっていくのか、それについてちょっとお答え願えればと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 先ほどの前計画におきましても、充分その辺の連携を持ってというようなご提言をいただいておりますが、やはり役場内の連携体制だけではなかなか難しいところがございますので、障害者関係という形になりますと、非常に広く対応していかなければいけないだろうというところはございますので、やはり地域の住民の方、あるいは関係団体、町内の事業所、こういう方たちが連携することが非常に大事なんだろうと考えております。

また、特に私どものほうといたしましては、先日、指定管理のご承認いただいておりますが、町社会福祉協議会との連携というものを最重点課題に置いておりまして、こちらに地域との連携を図った推進体制という、連携体制の構築というものが大事だろうと考えております。

また、先ほど申しました就労支援あるいは全体的な障害者に向けた施策関係につきましては、2市2町で形成してございます地域自立支援協議会との連携をもとに、広域的な体制整備をしていく必要があるだろうと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ここで10分間休憩します。

(午前10時30分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時46分)

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

障害者、社会的弱者に対する支援というのは大変重要だということは、そのとおりだと思います。

先般ご質問いたしました、いわゆる災害時の対応ですね。これも40ページの間36、「火事や地震等の災害時に困ることは何ですか」ということで、「投薬や治療が受けられない」43.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」47.3%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」46.6%ということで、この3つが非常に大きく占めているということだと思います。

それで、バリアフリーのことも含めまして、それをハードウェアでカバーしていくのか、人的にカバーしていくのかということが大事だろうと思うんです。介護保険でも、和光市、ここはハードもソフトも含めて対応しておったかというふうに思いますけれども、ここは介護保険じゃありませんけれども、私は、御宿町はそれにまさるとも劣らない介護保険、これは福祉だけね、劣らない対応をとっていただいていると、それはまさに人的支援だというふうに思うわけでありまして。

先ほど冒頭の部分も含めて、予算の手当てがないと、今日の1議案目ですね、子育てのところで町長はおっしゃいましたけれども、私はそんなことはないというふうに思いますけれども、こちらについては予算というのは大変、要する事業ですよ。逆に非常に大きいんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

そうではありますけれども、具体的にその辺は、基本的にどちらをとっていかれるのか。この施策の運用、実行、執行ですよ。それについてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 瀧口議員のご質問にもございましたが、やはり支援という形になりますと、それに係る経済的なもの、これはもう充分考えていかなければいけないだろうと思っておるわけでございます。

私どもの障害者関連予算というのが当初で約1億8,000万円から2億円の年間の予算を計上して、それぞれの各施策に対応しているところでございますが、近年、障害者を取り巻く環境対応だけでなく、障害者を持った方たちの認定状況も増えておるところでございまして、冒頭

質問にもございましたけれども、6%近く増加しています。身体障害者の方は380名、知的障害者の方が50名、精神障害者が68名ということで、各障害をお持ちの方、手帳をお持ちの方だけでも町内にそれだけいらっしゃるというところでございます。

こういった中で、施策展開をどうするかというご質問でございますが、町社会福祉協議会との連携と申しますのは、町の身体障害者福祉会をはじめとします各事務局が社会福祉協議会にあるということと、それから避難支援所に指定して、平成25年度にトイレ等の改修を行いました。ハード事業の中で、障害者の方たちが、また高齢者の方たちが使われるようなトイレとか排水設備というもののハード事業の施設整備というものも展開しておるところでございます。

ソフト事業につきましては、前回の一般質問でもお答えいたしましたけれども、障害者支援台帳というものを今作成中でございます。まさにここでも同じような集計がございますが、石井議員ご質問の投薬、薬の問題ですね。それから避難、それからトイレ設備ということで、こういったトイレ設備につきましては、ハード面でございますので先ほど申したとおりでございます。またその他の安全なところまで迅速に避難ということにつきましては、避難支援台帳の整備とともに、個々の避難者あるいは支援者の体制整備というものを構築していくということになっております。

投薬関係につきましても、今後、けがの場合だけではなくて、それ以外の一般的な薬の投与というものにつきましては、やはり医療関係との連携というのが非常に大事になってきますので、今後、全体の防災対策も含めまして、町社会福祉協議会を中心に、私ども保健福祉課と医療機関との連携というものも視野に入れながら、本計画を進めていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

ちょっと戻りますが、雇用の関係でありますけれども、65ページ、就労・雇用の促進ということで、66ページには、障害者雇用率制度についてということで、事業主区分ということで、民間企業、法定雇用率2%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%ということで、この事業主の範囲も平成25年から、56人以上から50人以上に変更されている旨の記載があるわけでございます。

こうした中で、やはり就労の機会を広げていくと、外に出たいということと就労の機会ですよ、これについて、国、地方公共団体等2.3%の法定雇用率ということで示されているわけでありまして、それが充足状況はどうなのか。それから、都道府県等の教育委員会ということで、庁内においては直接掌握しているかどうか、ちょっとよくわかりませんが、

それらについて報告を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、石井議員がおっしゃいましたように、国、地方公共団体等2.3%の雇用率となっていますが、現在町では2.38ということで、それについてはクリアしております。

雇用の問題がございいますので、昨年も障害者の雇用を計画いたしました。募集いたしましたけれども、応募者はなかったという現状でございいます。また、新年度についても、町長が協議されて、募集していくようなことになろうというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 教育委員会におきましては、今把握しているところでは、おりません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

教員等においては、全体的には県としてのパーセントになるというふうに理解はしております。それから、御宿町役場においては2.38ということで、クリアしているということでもあります。今、担当者から報告がありましたとおりでございますけれども、やはり雇用の機会を町が広げていくと。ご承知のことと思っておりますけれども、障害もさまざまな形態がございいます。さまざまな形で町づくり、公務サービスに対して職務ができるというふうにも思っておりますので、ぜひその辺の採用については、これからも心を砕いて対応をとっていただきたいというふうに思います。

それから、障害者の方々の雇用もそうなんですけれども、それを支えるための仕組みですね。先ほど少しおっしゃられましたけれども、今、御宿町はボランティアということで、幾らですか、ジュース缶1本程度でしょうか、ポイント、そういう制度をやっておると思っておりますけれども、やはりボランティアだけでは継続的な事業、公営的な事務ができないというふうに思いますし、当然これは有償ボランティアですよ。

それから、かつてデンマークの福祉の方、伊藤町長の時代だったと思っておりますけれども、招いて講演をいただいたことがございいますけれども、この国では、何度も申し上げますけれども、ボランティア制度じゃなくて、きちんと公務によるサービスが必要だということで、国全体の中で、ボランティアからきちんと公務員をもって行うというふうにもなったようでございます。

それも含めまして、きちんとこうした方々、地域の雇用、必要なわけですから、それに対し

でどう手当てをするか。ですから、ハードとソフトと冒頭申しましたけれども、その中で人的対応、それに対する費用をきちんと手当てをしていくという中で、地域全体で支えていくと。その中に仕事としても当然、新たな仕事も生まれてくるというふうにも思うわけです。

ですから、そういう部分、先ほど地域全体で協力体制を図りたいという答弁もあったわけがありますけれども、その部分を具体的にどうするかという施策も大変重要であろうというふうに思いますが、それについて答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まずボランティアにつきましては、障害者さんが相談にいらっしやったときに、障害者自身の問題もあります。それから、今後は障害者の方を保護する側の、ノーマライゼーションの中で皆さんと一緒にという認識の中でもあると思います。

障害者自身の関係のボランティアさん、やはり相談業務と、これは就労関係の中で、精神障害、身体障害、そういったお持ちの方たちに対する対応というのは、ふだんから就労あるいは職場の環境の中で、その人個人が抱えている問題の相談相手というのが非常に大事になってくるだろうと思っております。

こちらについては、町に今、相談員さんが3名いらっしやいますので、そういった相談体制、あるいは町の心配事相談所というのがございますが、月2回、社会福祉協議会で開かれております。こちらも月の初めには障害の関係の相談員さんが必ず一緒に待機をして、そういった相談に応じるような連絡体制をとっております。こちらについては引き続きしていきます。

それから、新年度からは新しく手話を、ボランティアの裾野を広げる方法として、具体的な流れの中で手話教室の開催を、2市2町の自立支援協議会で取り組む事業として、2年間、非常に長丁場でございますが、20名定員で進めたいというような、裾野を広げる活動をしております。

それと、説明でも申し上げましたボランティア連絡協議会、ボランティアとの連携ということでは、社会福祉協議会を中心に今後実施をしていきたいという中で、ボランティア連絡会というのが昨年立ち上がってございまして、こういった中で、防災も含めたボランティア体制というものも順次組織立ててまいりたいと思っております。

また、今月にも、この連絡会の研修会というものを予定してございますので、裾野を広げつつ意識改革をしていきたいというように考えておりますので、議員からもまたご協力いただくところはいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。次に移ります。

69ページ、移動条件・生活環境の整備ということで、外出・移動支援施策の推進ということですが、ここには、69、70ページ等には、いわゆるエビアミー号ですね。これについて言及がないわけでありますけれども、たしかエビアミー号は大竹課長だと思いますけれども、この実施状況。先般もご答弁いただいておりますが、運賃の中で障害者の方々ということで、数値のほうはたしか出ていたかと思いますが、現在、直近の状況がわかればご報告いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 先ごろ議員もご出席いただきました会議の中で、障害者の利用状況ということをご説明させていただきました。一般的には、高齢者に限らず登録した方が利用できるということで、その中に障害者も利用できるという形で、るる協議が進められております。私どもの障害者関係におきましては、病院とか通勤に使われる方というのがいらっしゃいまして、障害者の方が就労する通勤の便として使われているので、そういった意味ではエビアミー号が幅広く使われているというようには理解しております。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） エビアミー号につきましては、利用状況、2月までに1,821人の方にご利用いただいておりますが、ちょっと手持ち資料の中で、障害者の方の利用ですが、手持ち資料を持っておりません。申しわけありません。後ほど報告させていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

私も、ちょっと今日は資料を持ってきておりませんが、たしか先般示された資料の中では、障害者の方の利用というのは一定になっていたと思います。ですから、これはもう必ずその方々が利用いただいているということで、当初、町長は、巡回バスとお出かけ支援タクシーと申しましょうか、2制度を提案されておったというふうに思いますが、その中では、今般のエビアミー号である、玄関から目的地まで、目的地から玄関までというサービスというのは、非常に効果的に利用されているというふうに私自身も思いますし、ぜひそういう面でも、この移動条件の1つの、ここに計画がのっていないというのがよくわからないんですけれども、本来ならここにもそれがのってしかるべきかなというふうに思うんですけれども、入っているんですか。

（「福祉タクシー、うちが出している」と呼ぶ者あり）

○3番（石井芳清君）　でも障害者の方が利用されているわけですよ、言いたいのは。ですよ。福祉タクシーというのは承知しています、制度については。

この前の、細かい話をすれば、障害者手帳についてもまだお持ちでない方がたくさんいらっしゃるということですよ。申請もされていない方がいらっしゃるということなんです、はっきり。そうしますと、この福祉タクシーというのはそういう方しか使えなかったというふうに思います。それから、例えば転んでけがをしたと。車の運転できませんよね。若い人だって障害になるわけじゃない、一時的に。そういうことですよ。これに入るわけですよ、当然。法的な話じゃありませんよ。

そういうことも含めて、だから行政がやるわけじゃありませんか、できるわけじゃありませんか。それが、先ほど言っていた総合体制、全庁体制で町民を支えていくということじゃないですか。ということだと私は解釈をしているんですけども、それじゃ間違いでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君）　多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君）　総合支援として、当初、議員もご存知のように、福祉関係の車と、それから公共仕様というような2本立てでございましたので、そういった意味で分けたという考え方をしているわけでございます。

ですから、今のところは福祉のほうの考え方につきましては、利用状況を見ながら今後というようなことです。今、全体のほう、障害者に特定した形と高齢者に特定した形の福祉事業としての位置づけは、状況を見ながらということになっておりますので、今後、今回のエビアミ一号がどういう形で進んでいくかによりまして、障害者施策とか福祉施策の中でも当然位置づけとしては入ってくるとは思っております。

現状では、障害者という、確かに手帳をお持ちでない方も、一時的に障害のある方も確かにいらっしゃいます。町のほうでは、70ページに記載してございますリフト車などは手帳がなくても利用ができるようにしてございますので、そういったフォローはさせていただいております。

ですから、全体の福祉行政の中で、障害者に限定した形で取り出していくということであれば、今後この計画にそういったものを盛り込んでいくことは当然考えられますので、将来的には需要に応じた対応をしていきたいということで、次期計画にはまたそういったことも出てくるのかなという考えはしております。

○議長（中村俊六郎君）　ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第3、議案第19号 おんじゅくまち2015高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、引き続きまして、議案第19号 おんじゅくまち2015高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画について、ご説明いたします。

目次をご覧いただきたいと思います。

大きく3部立てとしてございます。第1部は、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定にあたっての背景や位置づけを第1章に記載してございます。第2章では、高齢者を取り巻く状況として人口の状況や介護認定の状況、第3章では計画策定の理念、方針等となっております。第2部の高齢者保健福祉計画、第3部の第6期介護保険事業計画は、ニーズ調査をもとに計画策定にあたりました。次ページの第3部、第4章の介護保険料の算定につきましては、負担の公平性に向け、6段階から9段階へ移行してございます。

計画の構成については以上となります。

3ページをご覧いただきたいと思います。

第1節の計画策定の背景から、5ページの第4節、計画の策定体制でございしますが、総人口

の減少と高齢化の進展により、当町では平成26年10月末現在で、総人口7,872人に対し、高齢化率が45%を超えている状況でございます。

第3節に記載の計画期間でございますが、本計画は3年ごとに策定するものであり、今回の第6期計画は、平成27年度から平成29年度までの3カ年となります。

6ページから15ページの第2章、高齢者を取り巻く状況においては、人口の推移、世帯の状況、介護認定者の状況をそれぞれ表やグラフで掲載しております。全国的な数値を比較確認するため、国調や現在の住居の台帳により、人口推移をお示ししてございます。

11ページの第3節、要支援・要介護認定者の状況では、実績と将来推計をグラフにしてございます。平成26年10月現在で558人が認定されております。要介護度別に見ますと、介護度3の人数が増加してございます。

13ページには、将来の認定者数の見込みについて表にしてございます。計画期間最終年度の平成29年度には認定見込みが685人、高齢者人口に占める認定率は18.4%と想定されております。

16ページから18ページは、第3章、計画策定における基本理念となっております。

18ページでは、2つの計画の施策体系を表にしてございます。高齢者の健康づくり、安心・生きがいと地域づくり、生活・療養・介護の支援体制の充実に向けた取り組みを基本理念に、高齢者福祉計画では高齢者の健康づくり、生活支援サービスの充実を目指しております。

第6期介護保険事業計画では、介護保険制度の概要、重点取り組み事項、介護保険サービス見込み量の推計、介護保険事業費と介護保険料の算定を、事業実施における基本目標としてございます。

19ページからは、第2部の2015高齢者保健福祉計画となっております。高齢者の保健福祉関係の内容が38ページまで続いております。

21ページの第1章の高齢者の健康づくりでは、現在町が実施しております各種事業の現状と課題について掲載しております。表内は具体的な実績数及び見込み数となります。

29ページからの第2章では、高齢者の生活支援サービスの充実について、支援事業の実績や現状と課題について、12の実施事業を掲載しております。

37ページの第3節、権利擁護の推進につきましては、今後の課題も多く見受けられます。

39ページをご覧ください。ここからは、第3部、第6期の介護保険事業計画となります。

41ページの第1章、介護保険制度の概要では、税と社会保障の一体改革の中で、第6期を迎える介護保険制度が大きな転換期となっており、次ページの改革の趣旨の欄に国の制度改革に

ついて記載してございます。44ページまでは国の制度改革の趣旨となっております。

45ページからの第2章の重点取組み事項では、国から新しく提示された地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の取組み方と、第5期に実施してまいりました予防支援事業の実績と、今後の事業展開における現状と課題について、66ページまで記載しております。

67ページをご覧ください。

第3章、介護保険サービス見込み量の推計では、年々増加する介護保険サービスの利用者の推計値を、第5期計画の実績から勘案いたしまして第6期の見込み量を推計してございます。

88ページをご覧いただきたいと思います。

第4章では、介護保険事業費と介護保険料の算定をしております。今回の介護保険料の改定では、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策の実施、医療と介護の連携、生活支援事業など、地域包括ケアシステムの構築のための取組みのほか、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げや低所得者の保険料の軽減など、費用負担の公平性が主な改正点となっております。

90ページをご覧いただきたいと思います。

第2節は、介護保険料の算定の基礎となる介護保険事業費の推計でございます。

92ページからは、今後3年間のサービス給付費等の見込みを前ページの推移から算定しております。前年度までの利用実績と高齢化に伴う状況を勘案しております。

93ページには、保険料の財源構成が円グラフとなっております。

94ページをご覧ください。

第3節、介護保険料の算定は、平成27年度から29年度までの介護保険料の算定になります。実績により推計しました保険給付費と、地域支援事業等に対し、第1号被保険者が負担する割合を算出いたします。その際に、国から交付される調整交付金と、保険料の上昇を抑制するための準備基金からの取り崩す基金などを加味し、国の参酌基準により積算したところ、保険料の1カ月当たりの基本額が4,401円となりましたので、円単位を丸め4,400円といたしました。こちらにつきましては、先の条例の一部改正の中で議員の皆様全員のご了解を得たところでございます。

今回の制度改革におきまして6段階が9段階に変わりましたので、第5段階が基準額となるというところでございます。各段階となる条件につきましては、下段のフローチャートとなります。

計画に関する説明につきましては以上でございます。

なお、本計画策定にあたりましては、介護保険運営協議会並びに教育民生委員会協議会、議員協議会での協議を初め、平成27年1月9日から2月9日まで町ホームページなどでパブリックコメントを実施し、本計画の策定に至りました。

本計画の策定に係る関係各位のご指導、ご尽力に改めてお礼を申し上げまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

おんじゅくまち2015高齢者保健福祉計画、また第6期介護保険事業計画、この2案と一緒に提案されておりますけれども、議会初日、10日ですね、先進事例、和光市の報告が石井委員長からございました。全くそのとおりだと私も思います。高齢化率県下一の御宿町の介護の方向性が見えたような気がいたしました。

介護からの卒業、国の施設介護から在宅介護への移行も、財政の過大な負担を考えれば、これは理解できないことはないんですけれども、それでもしかしながらという言葉がどうしても出てきてしまいます。御宿の現実を見れば、独居老人、老老介護、共働きの家庭の介護、シングルでの介護、子育て中の介護、ヘルパーだけでは対応が困難な状況があるのも一面でございます。そういう中で、この第6期の計画、高齢者の保健福祉計画が策定された中で、質問を二、三させていただきたいと思っております。

御宿町は高齢化の町とよく言われます。数字的に見てもそのとおりだと思います。労働人口や経済施策においても非常に厳しい状況が示されております。町長は、健康寿命が長いから、お年寄りが元気な町だと言いますが、福祉関係を担当する課は非常に苦勞しておると思えます。これについて、総務課長、町長はどう考えるのか。それと、当然、高齢化と介護は必要な数は比例すると思えます。この現実どうなっているのかという整理をしていただきたい。この2点です。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 御宿町は、ご指摘のとおり県下でも高齢化率が高いと。独居、また福祉の抱える問題も多いということでございます。

ここ数年、やはり保健福祉課長と協議し、町長の指示もありまして、職員についてはほかの課ではなかなか増強できないんですが、一定の確保をしたという認識を持っております。それと、地域包括支援センターの関係で専門職、これについて長年の課題がございました。昨年募

集したんですがなかなか、年齢等もありまして応募者がいなかったと。再度、年齢等を勘案した中で、一応確保できるという見込みになりました。そういったことも踏まえて対応を図っていくということで、やっぱり重要なことだというふうに認識しております。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただきました件につきまして、保健福祉課、福祉部門の職員の皆さん、本当に一生懸命やっただけだと思っています。状況は時々刻々変化しますので、実態と現状、職務の実態あるいは高齢化社会の現状、そういったものをしっかりと把握しながら、サービスの低下を招かないように、さらにサービスの向上に努めるように、しっかりと検討していきたいと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議員のほうから説明を求められました、現状のものを数字的にどう考えるんだという、整理をしてみたいというお話でございましたので、数字と動向を私どもなりにお話をさしあげたいと思います。

人口減少と高齢化が一層進む社会におきましては、高齢者を初めとした全ての国民が、いかに安心して暮らしていくことができるか、このような制度を構築することが大きな課題となっております。

御宿町は、総人口は年々減少傾向にあり、高齢者人口は一貫して増加し続けておる状況でございます。平成26年度には総人口7,878人、一方65歳以上の高齢者人口は3,542人で、高齢化率が10月現在で45.0%まで上昇してございます。

第6期の計画期間と、平成32年、37年における人口の変化率の推計で見ますと、総人口が減少する中で高齢者人口は年々増加し、平成29年には3,700人以上になると推計されます。平成32年にかけて引き続き高齢者人口は増加しますが、その後、37年にかけては減少していくというふうに見込まれております。総人口が減少する中で、引き続き高齢化は増加していくため、平成29年度には高齢化率が47.9%に達し、団塊の世代の方々が後期高齢者となる37年度には、51.4%まで上昇していくのではないかとというような見込みが出てございます。

認定者の実績と将来推計では、要支援・要介護認定者は増加しており、平成26年10月現在で558人となっているところでございますが、要介護別に見ますと、介護度3の人数が増加しており、介護1から3の3段階が全体の過半数を占める状況でございます。平成25年度と26年度の認定数の推移が今後も続くと仮定して算出された将来の認定率を、それぞれの年の性別、年齢別将来人口に乗じて推計いたしますと、高齢者の増加に伴い要支援・要介護者は増加し、

計画年の平成29年度には685人になるのではないかというような見込みをしてございます。また、平成37年までの長期で見ますと、平成23年を底に急速に増加した前期高齢者が後期高齢者へ移行してきますので、認定率もさらに増加するというような状況でございます。

こういった中で、先般もご質問いただきましたが、やはり介護予防、事前予防対策というのは非常に重要な課題だというふうには認識してございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

人間、誰しも平等に年をとって必ず老後を迎えるということは、もうこれは必然のあれですから、でも老後を安心して送りたいというのは当たり前の考えだと思っております。誰しもそう思っています。

そういう中で、今回の計画の中で高齢者施策はこうなっていくのか、また介護事業はどうなっていくのかということ、ちょっと具体的に説明していただければと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、計画書の18ページをご覧いただきたいと思います。

第3節の施策体系で、体系を図で表現してございます。施策の基本理念、目標、方向性、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画ごとに示してございます。

基本理念といたしましては、計画の根幹をなし、町総合計画との関連もありますので、一体として方向性を示してございます。1が高齢者の健康づくりに向けてという内容でございます。健康増進に対する情報の提供、知識の普及啓発を積極的に展開していくというところでございます。2が安心・生きがいと地域づくりに向けてということで、地域におけるボランティア活動、子供との交流促進、趣味を楽しんだり、若い世代への知識や技術の伝達、いわゆる高齢者の生きがいづくりというテーマで取り組んでいきたいというふうに考えております。3が生活・療養・介護の支援体制の充実に向けてという内容でございますが、それぞれの心身の状態に合った自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスに係る給付を目指してまいりたいというふうに考えております。

これらの基本理念に基づきまして、本計画を策定するにあたりまして、高齢者の生活全般にわたる総合的な支援が必要であり、施策・事業の推進にあたり各分野の連携が重要となります。高齢者福祉事業におきましては、高齢者の安心生活のための相談支援体制の充実、高齢者の生きがい活動への支援、高齢者が地域の力となる活動の育成と支援、高齢者の心身の状況に応じた安全・安心な住まいの確保というものを挙げてございます。

また、介護保険事業におきましては、高齢者の自己選択・自己決定と尊厳の確保、介護予防の推進、認知症高齢者の療養・介護への支援体制の充実、個々の状態に合った自立した生活を送るための相談支援体制の充実、居宅や施設で不安なく療養・介護を受けるための関係機関との連携の充実、必要なサービスの供給のための基礎づくりというものを念頭に入れております。

高齢者保健福祉計画の基本目標、高齢者の健康づくり、生活支援づくり、いろいろな形で展開してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

高齢化の進展に伴いまして、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など介護ニーズが増大する一方で、核家族化の進行、介護する家族の高齢化、これまでの介護を担ってきた家族をめぐる状況も非常に変化しておりますが、今後もさらにこれらが進展をしていくということが予想されますので、計画の中で、私どもも介護する側、される側の立場に立って、安心した計画を推進できればと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

今の説明を聞くと、大変難しい時代になってきたなと思うわけでございます。そういう中で、かじをとる人、旗を振る人、そういう人がよっぽどしっかりしてもらわなきゃと、今の説明を聞いて改めて思うわけです。

そういう中で、ここの進め方で何があるのかと、新しい方法あるいは違った考え、そういうものが提案できるのかどうか、その辺をお考えありましたら。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 既存の介護事業所、既存のサービスに加えまして、やはり今後はNPOあるいは民間企業、ボランティアなど、地域の多様な資源を活用した高齢者支援というものが大事になってくると考えております。

予防給付のうち、従来の訪問介護、通所介護につきましては、町が地域の実情に合った取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行していくつもりでございますが、これだけではなかなか支え切れるものではございませんので、高齢者の補助、自立を促していきながら、町民と一体となった取り組みというものが必要になってくると痛感しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

これで最後なんですけれども、国は地域包括ケアシステムの中で居宅介護を推進しているよ

うです。ずっと話を聞いていけば、そうなる状況はわかっていると思うんですけども、高齢者世帯や独居老人の世帯が増加しているのも御宿町では現実の話です。そういう中でなかなか難しいのではないかなと思っております。

現状での高齢者の世帯の状況はどうなっているのか。また、居宅で介護ができない中で、施設介護についてどのような状況があるのか、対応を含めてお願いしたいと思います。もう一つは、この条例が3本可決された中で、これを製本するかどうか。それで、どういうところにこれを置くのか、あるいはホームページに載せるかどうか、その辺含めて3点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、3点についてお答え申し上げます。

まず、高齢者の現状でございますが、高齢者人口の増加に伴いまして、65歳以上の高齢者の世帯というものが増加してございます。国調による数値ベースですと、前回の数値で、65歳以上の高齢者のいる世帯が2,023世帯、総世帯に対して65.1%まで上昇しております。そのうち単独世帯が495世帯、15.9%、いわゆるひとり住まいの方がそういう世帯になっております。こちらにつきましては、先ほども、人口推計と申しますか、私どもの推移の中でご説明をいたしました。核家族化が進んでいるという中で、やはり高齢者の一人世帯が今後も増加していく状況ではないか推測しているところでございます。

それから、入所の待機者ということでございますが、こちらにつきましては、医療介護総合確保推進法というものが先般施行され、特別養護老人ホームにつきましては、要介護3以上という形ものが新聞報道されておるわけでございます。ただ、原則要介護3以上に限定するという言い方をしてございますが、要介護1または2の方であっても、法的にやむを得ず施設以外での生活が著しく困難という場合には、市町村の適切な関与のもとで、各施設の判断で特例的に入所が認められるというような情報もございますので、そのときに応じた対応につきましては、るる調整をしてみたいと考えております。

現状的に、町の老人ホームの待機者数でございますが、平成27年1月現在で75名の方がいらっしゃいます。内訳といたしましては、居宅が30名、病院が7名、老人保健施設等他の施設からの転居希望者が38名という状況でございます。居宅でひとり暮らしの待機者はこのうち11名。先ほどの30名の中の11名の方が居宅でひとり暮らしの待機者ということになってございます。特に重症の方の待機者という場合は、地域包括支援センター、こちらも今回条例化をいたしましたけれども、こちらで緊急な対応が必要な場合には対処しているところでございます。

それともう一つが、構想をどうするかということでございますが、この計画につきましては、

ご承認いただいた後に100部程度印刷をする予定になってございまして、町内の施設各所、それから関係者、今回ご協議いただきました議員の皆さん、あるいは策定委員会、それと関係施設、民間施設等にも配布をし、また県のほうにも、この計画のご承認の後にご報告をしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

2015高齢者保健福祉計画、第6期ということでございますが、今、前段者も細かい質疑をされましたが、先ほども申し上げましたけれども、和光市に勉強に行ってまいりまして、御宿町の介護、福祉ですけれども、引けをとらぬものがあるといったところの中身というのは、やはり全庁体制の中で、相談業務があった場合、その場で解決していただける。大都市に行くと、大体担当者が出てきて、例えば、すみませんけれども書類不備ですと、後日またお持ちくださいというのが多いんだそうです。そうした相手だと、すぐ責任者が出て行って対応をとっていただくと。特に、今、総合窓口も、何と申しましたか、窓口も奥に置いてございますので、必ずそこに立ち寄っていただくということでございますので、そこで解決をしていただくと。そういう面では、何度も申し上げますけれども、「笑顔と夢が膨らむまち」という総合計画のもとにおいてこの高齢者保健福祉計画が策定され、執行されるということだと思っております。

じゃ、その中で具体的にどういうことかということで、一番端的には、今もありましたけれども、重点的取り組み事項、第2章ということで、地域包括ケアシステムの構築ということで、国といたしましても、和光市モデルといたしまして、これが今般の第6期計画の一番重点項目、重点の重点ですから当然なんでしょうけれども、ここが一番大きいところではないかというふうに思います。

2日目に、いわゆる介護予防事業所ですね、条例は策定したけれども該当者なしということの中で、このケアシステム、フローというか、絵図面が載ってございますが、これが絵図面どおりきちんと機能するということは大変重要だというふうに思うんです。

そこでお聞かせ願いたいんですが、今般のさまざまな計画、いわゆる社会福祉、子育てもそうです。それから介護が一番典型であります。その社会福祉費という中で、国・県からどの程度、今般の計画執行にあたり、これは次から当初予算の説明もあるでしょうけれども、追加でおりてきているのか。

それで、ちなみに国会のほうでは、2013年度の決算、これについて審議をされたということ

でありますけれども、社会福祉費、自然増で、一般的には国全体で8,000億円から1兆円と
われているようであります。2013年度、これはたしか民主党から自民政権にかわって最初の
年だというふうに思うわけでありますけれども、このときの福祉費の伸びがわずか300億円、
0.1%だそうであります。じゃお金がないのかといいますと、公共事業が38%、額にして2.1兆
円も増えたというのが2013年度の決算だったそうであります。

2015年度予算、どのようになっているか、詳細については承知いたしませんけれども、これ
だけの計画ですよ。先ほどから出ておりますけれども、これだけの計画を新たにつくって、
介護保険は継続でありますけれども、新規計画があるわけじゃありませんか。それは地域の協
力、人、事業所、企業も大事でしょうけれども、どれだけの追加予算が来ているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 介護保険計画につきましては3カ年、平成27年度から平成29
年度までということで、これに対する計画自体の、居宅サービス、地域密着型サービスと、い
わゆるサービス給付費等の中で、保険料を推計するにあたって3カ年推計をしたところ、3カ
年の全体の事業費としては26億5,000万円程度を想定してございます。割り返しますと、年間
約8億円ちょっとぐらいの金額がございまして、このうちの半分近くが交付金等によって賄わ
れるという状況になっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 自然増ですよ、簡単に言うところの分は。今おっしゃった分は自然増、
それは当たり前と言えども当たり前なわけです。これ全体をつかさどるものですよ。逆に言え
ば、例えば子育てについては、町長みずからおっしゃいましたけれども、ゼロだとおっしゃい
ましたよね。これ全部地域、役場であれば職員の方々の中でやっていくということじゃありま
せんか。まさに地方自治、分権の中で、まちづくりが問われているということじゃないですか、
町長。これだけのものを執行していくんですよ、新たに。それは蓄積がありますよ、さまざま
な もあります。町長、これ、よほどの決意を持っていていただかないと、この事業は私
は執行できないと思いますよ。笑顔と夢があふれる町にならないんじゃないんですか。だって
お金が来ていないんですから。全部上がるじゃないですか、これだって。年金は下がるんでし
ょう。ですから、そういう面では地域の責任がますます重くなってくる。私に言わせれば、そ
れに伴ってきちんと国は手当てをするべきだと思います。そうならないじゃないですか、
残念ながら。

だけれども、これは別に御宿町に限った話じゃない。じゃ、その中でどういう地域をつくっ

ていくのか、どういうふうに高齢者の方を支えていくのか。夢と笑顔があふれる町にしていくということでお決めになったわけじゃありませんか。それをどう実現するかというのは、まさに町長、あなたの決断にかかってくると思いますよ。しっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただきましたが、介護、福祉事業について、非常に重要であり、また高齢化社会の中で非常に大きな事業です。そういうことで、いかに町民サービスができるかと、私を初め職員に課せられた課題でありますので、こういった計画に基づいてしっかりと、どこまでできるかということですが、とにかく計画に基づいてしっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

もう一点だけお伺いしたいと思います。59ページ、重点的取り組み事項の中の認知症施策の推進であります。

これは和光市と同様に、待つということではなくて、地域に出向いた中で、さまざまな施策展開をこれまで行ってきていただいているというふうに思います。また、去年でしたでしょうか、地域を超えて近隣の自治体の専門医も交えて学校を主催されたと。これも専門職員にとっては大いに刺激になり、さまざまに新たな気づき、勉強があった中で、これは今度の福祉施策に当然生きてくるというふうに思うわけであります。

そういう面では、1つは地域に、いわゆる社協の方々、残念ながら人的交流はほとんど、役場と一時ちょっとやったことがあるのは承知をしておりますけれども、なかなかない中で、やっぱり新しい対応だとか含めて、なかなか私は難しい部分があるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう面では、そういうふうに近隣の自治体とも、1つの計画、目標に対して共有して事業を進めるということは、大変有意義だったというふうに私は思うんです。それをどう評価して新しい計画にどう生かしていくのか。

それから、まさに認知症というのは早期発見ですね。これは本当に私は大事だと思いますし、残念ながら気づかないうちに中程度にいつちゃうと戻らないんですね。ですから、早期発見の中で全体的には介護保険料を縮減していくと。いわゆる健康の町づくりということなんだと思いますけれども。ですからこの辺の対応、細かくは書いてあるわけでありまして、特に専門医療機関、61ページを見ましても、一番近いところで鴨川ですよ。東金とどちらが近い

かわかりませんが、やっぱり頻繁に来ていただいて対応をとるという状況もなかなかないのかなというふうに思います。

一方、かかりつけ医はどうかというと、なかなか専門医は当町では難しい状況にあると思います。そういう面では、リソースが大変厳しい中でこの施策を執行していかなければならないという状況なんですけれども、この認知症施策についてどのように執行していくのかについて、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 近年、認知症、アルツハイマーのほうは病気だというような認定もされているようですが、認知症関係、まだまだ医学的な療法というのが進んでいない状況で、一部には薬による対処というものもあるようでございますが、なかなかそれが画期的な効果というところまではいっていないというようなお話を伺っております。

ご質問では認知症関係の対応、それから各広域的な事業連携というお話の2点をいただいたところでございますが、認知症につきましては、先ほど議員からもお話しございました59ページに、今後の対策という形で5項目を記載してございます。

予防、サポーター養成講座、そして今年度から始まりました高齢者の見守りネットワーク、民間企業との連携によりまして、こういった認知症の方だけではなく、高齢者の生活も見守っていく、郵便局あるいは銀行の集配の方々ですね、そういったところと結ぶことによって、日常の変化をいち早く確認をし、そしてそれに対する対策をしていくというところをとっておるところでございます。

また、医療との連携というものにつきましては、非常に難しいところがございます、やはりご本人が認知症と思っていないということが一番問題でして、私もちょっと認知症がみかなくていいところがあるんですが、思っていないところがやはり難しいところがございます、いずれにいたしましても各施策、ここに掲載いたしました予防対策あるいは連絡体制、こういったもののさらなる整備を進めていきたいというところと、今後につきましては、今申しましたように、認知症の方が認知をされないというところがございますので、やはり地域支援事業の中で、先般でもご質問にお答えしましたけれども、65歳以上の方へのニーズ調査し、その状況を調査しながら、事前に該当する方々をいち早く見つけて、予防対策につなげていきたいというのが新しい取り組みとして今考えてございます。それらのものにつきましては、ここに書いてあります継続事業あるいはさらなる事業の内容を掘り下げて進めていきたいというふうに考えております。

あと、認知症に限らずいろんな事業展開を広域的にしていくことというご質問でございますが、こちらにつきましても、元氣いき教室等、勝浦市と一緒に高齢者の健康増進に向けた取り組みという形をさせていただきました。

私どももいち早く地域に出まして、お年寄りの方々と色々な形で健康教育とか、また保健関係の健診の相談等で地域に出しておりますので、専門である保健師、そして担当する介護職員、地域包括支援センター、こういう庁内連携の中で、早期発見、早期対処、そしてそれらがまたほかに及ぶ場合、事業連携の中で、介護につきましても、ほかの市町村と連携をとりながらこの事業を推進している部分もございますので、さらなる連携の強化というものを心していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

認知症の発見でありますけれども、65歳というと、やっぱり家族の方々が認知症の疑いがあるかないかという知識がないと、今おっしゃったとおりで本人はわかりませんから、ですから65歳以上じゃなくて、私よりもっと若い世代の方に認知症というのはどういうものかと知っていただいて、早期に相談をされるということだと思えます。ですから、なかなか仕事も忙しいこともあるわけでありましてけれども、そういう若い世代ですね、そういう人たちに認知症をどう理解していただくかということが、私はここについては一番大事じゃないかなというふうに思っています。

高齢者の方々は、逆に言うと、いきいき教室含めてさまざまな場所があるんです。ところが若い方たちについては、あるんでしょうかね。例えば、小学校とか中学校のPTAあたりの総会のときに、ちょっとそういう事業をやっていただいてもいいのかなと個人的には思うわけがありますけれども、子どもたちとそういうことも一緒にやっていただいてもいいんじゃないですか。そういう面では連携じゃないですか。親づくりも大事ですよ、子育ての中で。でも、私たちの親に対してどうなのかと。わざわざそれを別にやる必要もないですよ。さっき連携されるとおっしゃってましたもんね。そういうことなんじゃないですか。それが御宿町はできると思いますから、そういう中で早期発見ができるということですね、本人は全くこれは気がつきませんので。いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 一体的な見守り体制というお話でございますが、確かにそのとおりだと思います。この啓発活動自体も、わかりやすいパンフレットとかそういったものの

作成、あるいは啓発事業に対するやり方の仕組みづくりというふうなものについては充分、重要なことと考えますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 60ページに認知症サポーター養成講座というのがございます。ご質問にあるとおり町は高齢化率が高いと。来客の方も高齢者が多いという状況で、町の職員の中に講師のできる資格を持つ職員がございますので、今年度は職員対象に2回のサポーター養成講座を行っております。そういった面で、いらっしゃるお客様についても、まず心構えとして、職員も家庭を持っていますから、そういうところで継続的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚。

私も長年介護施設の運営にかかわっております。そういう中で、今から20年前と現在は全然制度あるいは機構が変わってきて、ここに示された第6期介護保険事業計画というのは本当にすばらしい、先ほどから前任者も、御宿町は和光市にある意味匹敵するような事業をしておるという部分がありますけれども、正直言って、現場で実際に困った人のお話を聞くと、わからないんですね。わかっていないんです。御宿町がこういう事業を行っておりますよ、ですから何かあったらすぐ相談してくださいということがなかなかわかっていないと。ですから、きのうまで元気だった人が突然悪くなったときの家族の対応は、右往左往しちゃうんですね。

それで、心配事だけが先走って、誰に相談していいんだか、どういうことをしていいんだかわからないというような形で、時々私なんかにも相談がありまして、それで行きます。私たちはこういうことで、こういう相談窓口がありますから、そこへ行ってくださいと。私は時々、代理で保健福祉課の窓口へ来て、こういうことがあるんですけども、行ってやってくださいと、相談に乗ってあげてくださいということがありますがけれども、ぜひこの計画をわかりやすく各家庭に、発布的な形でもいいし、パンフレット、先ほど瀧口議員も言っていましたけれども、まとめてこうやったって、それは何十ページにも及んだこのあれはなかなかわからないと思うんです。

ですから、抜粋してわかりやすく、本当に小学生でも、字の読める子はそれを見ればすぐ、うちのおじいちゃん、おばあちゃんは今こういう状況で、これはおかしいよと。お父さん、お母さん、いつもおじいちゃんとおばあちゃんといるとこういうことを言っているよとか、そう

というようなことで、家庭の中でいち早くそういうものを確認したり、おかしいなということを見ることができるような状況というのが非常に大事だなと思います。

本当に素晴らしい計画を立ててくれておるとは思いますけれども、そのことが町民に行き渡っていないならば、もう絵に描いた餅です。ですから、ぜひわかりやすく町民に知らせるということと、多くの方が何かあったらすぐ相談できるような地域連携をとっていただきたいなど。これは私のかかわっている中での体験として、これが一から十まで、1ページから80ページ、90ページまでのあれは、我々はこうしてやっているからわかるけれども、実際の家庭の人たちにはわからないと思います。

ですから、これをいかにわかりやすく要約してわかってもらえるようにするのがまず大事な仕事じゃないかなと思いますから、その辺について、先ほど何十冊かをまとめて関係機関に配布したりしますと言ったけれども、各家庭に、とにかく一、二ページでいいですからわかりやすく、困ったときにはこうしなさい、まずこうですというようなことを要約されてお知らせして、啓蒙活動にしてほしいなというふうに思いますので、これは私の要望です。

ですから、立派なものを計画しても、それが生かされなければ何にもなりませんので、これが100%生かされるようにぜひお願いしたいなど、それだけです。要望だけです。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

2025年問題、団塊の世代がちょうど75歳になる、そこが国の一番の重点的な問題ということで、特にマンパワーが、100万人ヘルパーが足りない、こういう状況で、また当然施設も足りないというのが事実です。とてもとても今の経済状態では福祉施設をつくるということはかなり厳しいという中で、国は在宅介護に移行するというところで、御宿町は今までの話の中で、高齢化率、認定者率、当然高いわけであって、御宿町の特色ある策ですね、これをどういう形で持っていくのか、ちょっと私には見えないわけです。

ただ、この3月補正予算で、先走っちゃいますけれども、50万円の初任者研修ですか、これを充てるということで、少しは認識しているのかなと思いますけれども、ある専門家に言われますと、各家庭1人、介護主任者研修を受けた、ホームヘルパー2級ですか、これを配置するぐらいの政策が必要じゃないかと言う方がいらっしやいまして、私はまさしく、家族である程度できるものは家族でやっていくという、そういう方針の中で、介護主任者研修を受けた方を今後御宿町は増やしていくというような政策が一番現実性が高いんじゃないかと、そう思われ

るんですけれども、私も、先々の話を先ほど話したんですけれども、3月の補正ではそのように捉えていますけれども、今後これについてどのように考えていくか、お話を聞かせてほしいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに、介護の需要と供給のバランスが非常に難しいところでございまして、なかなか介護現場も厳しい状況、また施設介護の中でも、施設費の、国の事業への取り扱いというのがポイントが下がりましたので、需要に対する受け入れ体制というのがなかなか難しいところがあります。じゃ、家庭介護も必要だ、それにはある程度の資格あるいはその知識が必要だと。前段の貝塚議員からもご指摘いただきましたように、まず認知症に限らずそういった身近な人たちが、そういったものをいかに認識していくかという啓発事業等、これは先ほど本計画の中にも、計画の啓発を推進していきます。あるいはそういったコーディネーターをつくっていきますというふうな計画目標になっているわけですので、これは真摯に受けとめて粛々と進めてまいりたいと考えます。

それから、今のそういったマンパワーに対して、少しでも裾野を広げる施策というのは、やはり満を持しているわけではございませんが、今回の養成講座におきましても、どの程度の見込みがあるのか非常に不安なところでございまして、聞くところによりますと、介護現場は非常に厳しい中で、私も母の介護経験がございまして、そういった意味では家庭での介護も非常に苦慮するところでございます。

そういった中で民間の企業との連携、いわゆる介護支援事業所でございますが、町内に幾つかそういった事業所がございまして、細かな支援となりますと、どうしてもそういった専門家を頼まざるを得ないだろうなど。そうしますと、その辺の専門家自身の裾野を広げることも必要ですし、また一般の皆さんの認識を広げることも必要であるということになります。やはりそうなりますと、啓発事業の中でいかに認識を高めていながら、予防介護という事業を展開しながら、介護が必要にならない方を増やしていくという施策展開になるのかなというようには思っております。

ですので、限られた、先ほど申しましたように、前段で推移をご説明しましたように、介護の需要というのは年々増えていくという状況がございまして、さらに平成37年という団塊の世代というお話もよくございます。それに向けて、年々動向が刻々と変化していく国あるいは県の施策という中で、私どもも、実際の民間企業あるいは医療というものがどうしてもこの地域に不足しがちでございまして、こういったものをどういった形で補填するかというのは非常

に大きな課題だろうなと思いつつ、ただ手をこまねているばかりにもいきませんので、先ほどの啓発事業、それから地域支援事業に基づきます介護予防事業、こういったものを展開しながら、粛々と施策を進めていくというところでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時半まで休憩します。

（午後12時05分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時34分）

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第20号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第20号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算案（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入予算の第1款水道事業収益、第1項営業収益を800万円減額し、補正後の水道事業収益の総額を3億3,703万1,000円に、また、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用を2万円減額し、補正後の水道事業費用の総額を3億3,192万9,000円とするものです。

収入予算の減額に伴う財源補填といたしましては、当年度純利益見込み額にて収支調整いたします。

続いて、第3条資本的収入及び支出でございますが、収入予算の第1款資本的収入、第3項工事負担金で79万1,000円を減額し、補正後の資本的収入の総額を283万円に、また、支出予算の第1款資本的支出、第1項建設改良費を921万9,000円減額し、補正後の資本的支出の総額を6,330万6,000円とするものです。

各内容の詳細につきましては、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益で800万円の減額です。前年度の給水実績をベースに当初見積もりを行っておりましたが、今年度における決算見込みを踏まえ、減額をさせていただくものです。

収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費ですが、第14節使用料及び賃借料で2万円の減額です。水道施設の老朽化に伴い、他団体施設の視察費用として高速道路使用料の計上をしておりましたが、産業建設委員会にて町浄水場をご視察いただき、他団体施設の視察については、施設の更新計画の進捗に応じ実施を検討したく、このたび減額しようとするものです。

次に、資本的収入の第1款資本的収入、第3項工事負担金、第1目工事負担金で79万1,000円の減額です。県営中山間地域総合整備事業に伴う上布施立山地先の水道管移設について、補正予算第2号としてご承認をいただいたものですが、進入路を含めた区割りの見直しにより移設が不要となったことから、原因者負担について減額するものです。

続いて、資本的支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目原水及び浄水費ですが、842万8,000円の減額。内容といたしましては、汚泥かき寄せ機更新及び御宿ダム管理用道路倒木処理に係る入札差金について、第1節工事請負費で518万8,000円を減額するほか、第2節委託料につきましても、汚泥かき寄せ機更新にかかわる設計管理費を計上しておりましたが、職員が自前で対応したことにより、その全額を減額補正するものです。

また、第2目配水及び給水費で、第1節工事請負費79万1,000円の減額ですが、県営中山間

地域総合整備事業に伴う水道管移設工事費にかかわるものであり、資本的収入予算と同様、事業見直しによる減額です。

なお、本補正予算にかかわるキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。収益的収支にかかわる財源補填や投資活動による支出額の減少、これらに伴う借り受け、仮払消費税等への影響を踏まえ、資金の見込み期末残高は7億2,884万1,732円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

水道事業会計補正予算（第4号）でございますが、ただいま説明をいただきましたが、事項別明細書、3ページであります。浄水場施設更新工事、それからダム道路、ちょうど1年前の大雪による災害の復旧というご説明があったわけでありましたが、これは職員で、もろもろのなんでしょうけれども、ただいま職員で対応した旨のご説明があったわけでありましたが、518万8,000円と324万円で、これは補正ですので、細かなものだとまだあるのかなというふうに思うんですね、説明以外のものです。これ、職員対応で現実的には幾ら効果と申しましょうか、差額が生まれたのか。それから、この中にまだほかに工事とかあるのかなのか、それともこれが全額なのか含めて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず初めに職員による減額の効果ということからお答えをさせていただきます。

職員の減額による効果につきましては、第2節委託料324万円、こちらが職員による減額の効果でございます。議案質疑にもございましたように、専門職を1名配置していただいておりますので、こちらについて当初民間委託を予定しておりましたが、水道系のスタッフ並びに専門職員と協力をし合った中で、自分たちでやってみようということで実施をした結果、外部委託が必要なくなったことから、その全額について324万円を減額させていただくものです。

また、工事請負費518万8,000円の減額の詳細でございますが、こちらについては全て入札差金の影響でございます。内訳といたしましては、ダムの管理用道路倒木処理でございますが、こちらの減額が324万円、それから汚泥かき寄せ機更新工事、こちらが入札差金により270万円、合計で590万円ほどの減額の効果となっております。

補正予算にて518万8,000円の減額をご提案しておりますが、その差額分につきましては、上布施の浄水場非常用発電機が故障したことに伴い、少しでも有事の際にご迷惑をかけないようにということで、この入札差金の中で81万6,000円で工事を対応させていただきました。その結果といたしまして、518万8,000円を減額の補正として提案をさせていただいているものです。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

前段でもお聞きをいたしましたけれども、建設環境課内に水道係もあると、水道事業もあわせて管理をされているということで、課長職の指示のもとに、水道職員と、それから建設職員が力を合わせて324万円の効果を上げたということで、この間の対応が効果をあらわしたというふうに思うんです。町長、よろしいですか。聞いておられますか。今、何の質疑をやっているのかわかっていますかね。笑い事じゃないですよ、町長。ちょっと待ってください。

（「急に言われたものですから」と呼ぶ者あり）

○3番（石井芳清君） 水道企業管理者ですよ、町長と水道企業管理者ですよ。そのことを確認して。

今般の補正のように、きちんと職員が、課を横断すると申しましょうか、分掌を横断して、1つの事業、住民サービスですよ、極端に言えば。それを行うことによってこういう結果が生まれたわけです。ぜひこうした結果を新年度に生かしていただきたい。ずっと一貫して1日目から申し上げさせていただいていますけれども、この結果について、長として、また管理者として、2つの意味でこれについての評価と申しましょうか、所感を承りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） おかげさまで、ご承知のように技術の専門職員を雇用させていただきまして、ここに、実績といたしますか、数字に示しているとおおり、非常に大きな効果といたしますか、業績を上げていただいております。そういう中で、先般もお答えしましたけれども、これからご本人も、任期つきの職員の方を中心としまして、技術者を1人でも2人でも多く、できるだけ早く育成して対応していきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第5、議案第21号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第21号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明をさせていただきます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,329万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ13億2,617万7,000円とさせていただくものでございます。主な内容につきましては、国民健康保険税の科目間の調整、国・県支出金、共同事業交付金及び拠出金一般会計繰入金額の決定及び精算による減額等でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをご覧くださいと思います。

歳入から説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額880万円は、一般被保険者と退職被保険者の構成に変動があり、退職被保険者が減少したため、一般被保険者へ振り替えたものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額2,511万8,000円の減額は、当初予算では診療報酬の改定や消費税8%及び療養給付費分の増額分を見込んでおりましたが、結果的には大きな変動がなかったことから、見込み分を精算するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額77万2,000円の減額は、高額医療費共同事業拠出金

の4分の1を国が負担するものでございますが、歳出の拠出金の減額に伴い国庫負担金が減額となります。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金10万6,000円の減額は、支払基金から交付されるもので、前期高齢者の医療費の前々年度の精算と今年度の概算により減額となりました。

7ページに移りまして、6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額77万2,000円の減額は、国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金の減額に伴いまして、県負担金が減額となったものでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額2,158万2,000円の減額は、県内市町村の医療費の平準化のために実施している共同事業でございますが、医療費の確定により交付額が減額となります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,505万9,000円の増額は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金及び出産育児一時金等繰入金の精算によるものでございます。

8ページをご覧ください。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額999万9,000円の増額は、平成22年度に一般会計から法定外繰り入れをいただいた分の一部を返納するために、基金の取り崩しを行ったものでございます。

9ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額19万4,000円の減額は、パソコン購入費の見積もり合わせによる残額分でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額2,174万7,000円の減額及び2目退職被保険者等療養給付費1,500万円の減額は、歳入でご説明いたしました診療報酬や消費税等による見込み額の精算によるものでございます。

2款4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額210万円の減額は、転出や当初見込み数の違算によるものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金等、補正額6万4,000円の増額は、支援金の増の確定によるものでございます。

10ページをご覧ください。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金等、補正額1万円の増額は、納付金の確定によるものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、補正額308万6,000円の減額及び3目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額315万8,000円の減額は、歳入での説明同様、県内で実施している共同事業に対する拠出金でございます。県全体の拠出対象額が減額となったことから、平準化を図るための拠出金の額が減額となりました。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、補正額100万6,000円の減額は、短期人間ドック受診者が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額107万4,000円の減額は、特定健康診査及び特定保健指導の利用者が当初見込みを下回ったことによる減でございます。

11ページに移りまして、9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整積立金、補正額1,399万9,000円は、条例の規定により積み立てるものでございます。

11款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額1,000万円は、国民健康保険の安定化のために、一般会計から法定外繰出金の一部を財政調整基金から繰り出すものでございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

なお、本補正予算におきましては、去る2月27日開催の第4回国民健康保険運営協議会のご承認を得ておりますことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。歳出のほうで10ページであります。8款保健事業費ということで、短期人間ドック費用補助金ということで、100万円の減額補正というようになっておると思いますが、当初の計画が何人の予定で予算化されたのか。いわゆる実績ですね。これは年度途中で執行残が多いようであれば、再度、啓発事業、PR等すべきではないかということも何回か申し上げさせていただいておりますけれども、それも含めまして事業実施内容について説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 当初見込みと現状でございますが、当初見込み数としては、

過去の平均値といたしまして103名を予定してございました。実績見込みとしては、それから32名ほど減りまして71名が実績ということになっております。この減額の関係でございませけれども、一部が後期高齢者のほうに移られたということと、それから、病気等によりまして入院と重なっております、そちらのほうに行かれた方が減っております。

啓発事業につきましては、広報等で都度都度、こういった事業があるということにつきましてはお知らせをしているところでございますが、実態的にはそういう状況によって減になっております。それから、議員ご指摘の若い世代のほうにももっと啓発をしていくべきだということにつきましては、働いている方たちが人間ドックを受けるというのはなかなか難しいところがあるようでございますが、それにつきましては以前からのご指摘どおりでございますので、今後も啓発事業を続けていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。引き続き予算どおりの実施ができるようご努力をお願いしたいと思います。

同ページ、保健事業費、同じく8款ですが、特定健康診査等事業費ということで、特定健康診査等委託料等でありますけれども、いわゆる特定健診ですね。この受診率ということは、国から執行率について一定の条件が課せられていると思います。どこの自治体も率が上がらないということで、幸いといっていいかどうかわかりませんが、ペナルティーはないということでありまして、それにしてもちょっとその指導もおかしいかなとは思いますが、今年度は幾らだったのかということですね。これは昨年度と比べてどうであったのか。

これにつきましては、御宿町、特に小さな町ということで、送迎バスですね。それから、終わった段階では、職員等、またご近所の方が、終わった後に一緒に乗っていかうかと、本当にありがたいお言葉で、まず都市部では全くこんなことは聞かれないというふうに思います。そういう形で進んではきているというふうに思うわけでありまして、それから受診の仕方もなるべく待ち時間がないようにと。途中途中も、それぞれの対応に基づいてスムーズに検査が終わるようにと、こういうような配慮をいただいているのは承知をしておるわけでありまして、30数%だったというふうに理解をしておりますけれども、本年度はどうであったかということと、これからについて承りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 受診に際しましては、議員さんも、また石井議員以外の議員さんも健診を受けていただき、改めてお礼申し上げます。皆さんで健診率の向上に努めていた

だいておりまして、ご協力に感謝するところですが、まずご質問のほうの受診率の関係と対象受診者の関係でございますが、平成26年度が対象者2,548名でございます、受診者数が841名ということで、受診率としては33.0%。対前年度から比べますと若干伸びておりまして、平成25年度は32%ございましたので、1%の増が見込まれたわけでございます。

ただ、計画目標数値といたしましては、議員のご質問のお話の中にごございましたけれども、40%が計画目標数値でございますので、まだまだ至らないというところでございます。ただ、私どもといたしましても、平成25年度からは心電図、貧血検査、いわゆる検査項目を増やしてございますし、それから、27年度からはさらに尿酸、痛風の採血検査、こういったものも含めまして、さらなる集団健診の充実を図りたいというように考えております。

送迎関係につきましても、小さな町でございますので、私どものほうからバスの手配、あるいは帰りは職員が送っていくという形の対応をとらせていただきまして、少しでも受診率の向上に心がけているところでございます。

また、受診に対する国・県からのペナルティーというものは、今、議員のお話のとおりでございます。これにつきましては、今後は広域化、平成30年をめどに、当初29年が1年ずれ込みまして平成30年を見込んでございますが、これに合わせた何らかの考え方、いわゆる予防事業の徹底というものは出てくるだろうと見込んでおります。

基本的に担当課としてはどうするんだという話になると思うんですが、都市部等で突出しているところを見ますと、やはり集団健診から個別健診という移行が傾向的に見られるようでございます。ですので、今後はどうしても個別健診という枠も考えていかなきゃいけないだろうなという気はしてございますよ。ただ、これにつきましては医療機関との調整も充分考えなきゃいけないことですし、それがなければできないことでございますので、やはりこれは時間をかけながら、たまたま1%上がったから胸を張っているわけではございませんで、さらにこれを増やししながら、そういった施策展開、また医療機関との連携というものを視野に入れて、進めてまいりたいというふうには考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。お話のほうは了解いたしました。

郡市医師会ですね、そういうものも含めて在宅医療、自分の主治医と、特に在宅医療と、両方のサービスがこれから大変重要になってくると思います。そうしたことも、今後、医療機関とも、答弁がありましたけれども、連携をさらに深めていっていただく必要があるかというふうに思います。

それでは次に移ります。基金の積立金と、それから繰出金ということでありまして、平成30年度広域化ということでありまして、財政調整積立金、今年度で約1,400万円ですか、これで積立金は幾らになるのかということなんです。

それから、ここには載ってこないわけでありまして、3月31日、現実的には出納閉鎖ということだと思っておりますけれども、いわゆる現金ですね、繰越金。決算ではその辺は出てくるわけでありまして、その辺のおおよその見積もりと申しましうか、想定と申しましうか、その辺はどうなっておるのかということで、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今のご質問の中では、財政調整基金の繰入金1,000万円という部分が、法定外で、今まで国民健康保険特別会計のほうの財政運営の補助として、円滑な運営ができるようにということで、町から3,000万円の法定外繰り入れをいただいたわけですが、それを今回、町国保財政が比較的安定したから1,000万円繰り出すという中で、財政事情はどうなんだというご質問だと思うんですが、平成25年度基金残高といたしましては7,961万9,718円となっております。

この基金の考え方という中で、私どものほうとしては、安定的に医療給付費の不足額を即座に対応できるようにということで、年度末を見込んで医療機関からの請求に応じられるようにということでも、一般的に1カ月間の給付費を8,000万円から9,000万円というような想定をさせていただきます。この金額をめぐりに基金積み立てをしておりました。このたび、今申しました基金残高7,961万9,718円で、26年度の繰り越し見込み額でございますが、約1,400万円を基金積立に回せる見込みが出てきております。合計いたしますと平成26年度末で9,361万9,718円という金額が想定されます。そこから今回の補正で1,000万円を繰り出すことによりまして、今のところ基金の確定といたしましては8,361万9,718円という形で、これを医療費の対応に充てられる財源というふうに考えておるところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

平成30年度の広域合併の財政の調整方針というのが、まだ私も見えてこないというのがありますが、一応そういうことで終わりはもう決まっているわけですので、その中でどう住民の皆さんの負担を軽減するかということが大事な課題だと思うんです。たしか平成20年のときに3,000万円だったか、町長、ご配慮いただきまして、特別な対応をとっていただいたということだと思うんです。

安定的に推移していくから返納するということが非常にわかりづらいんですね。まだこの先、例えば5年、10年だとか、もう平成30年というふうに決まったわけですから数年ですよ、運用は。やっぱり適切に運用するということが大事じゃないですかね。効果的に生かすと。財産をどう、合併と似ているか似ていないかというのは非常に難しいところですけども、なかなかこの間、介護保険だとか後期高齢者医療を見てみますと、町単独の事業はほとんど現実的にはできないじゃありませんか。

この間、御宿町の国保税も比較的、他町と比べると安いところ、余り高いほうではないと思いますけれども、それにしても、それを考えますと、これはやはり、今期、また来期、もうあと何回も、単独会計、要するに御宿町として自由に、自由にといいいますか、住民の利益のために使うと、国保会計の運用ですよ。できるということは非常に限られていると思うんです。

これは、そのたびごとにまた、例えば厳しくなったら出すのかということであれば、しばらくここに積んでおくということじゃないですか、町長。一般会計が厳しいからですか。今年予算、対前年より上回っていますよね、これからご説明を受けると思いますけれども、具体的に。これは独立会計ですから、特別なご配慮もいただいたと。これで、今年度ももうあと何日もございませぬ。たまたま、要するに高額医療費ですよ。それが見込み数より少なかった、これは本当に喜ばしいことだと思うんです。でも、いつあるかわからないじゃありませんか。健診だとかたくさんやっていただいております。健康事業もやっていただいておりますけれども、これはやはり国保会計へとどめておくべきだと。少なくともあと、何年でもないじゃありませんか。その突発事項のために備えるということだったんじゃないですか、町長。そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） ありがとうございます。本当に国保財政、小さな保険者の中で、私どものほうは、議員がお褒めいただくように健全財政を運営させていただいているわけですが、それは確かに、突発的な大きな保険医療、高額医療というものもない中でのお話ではございます。

ただ、年金の生活の方が増えてまいりまして、やはりある程度の保険税の安定化という中で、来年度の保険税の値上げというものは今のところ考えてございませぬ。そういった中で、小康状態といいいますか、ある程度の安定的な余裕ができていくという中で、これが今後また非常に危機的な状況が訪れる場合には、町一般会計のほうとまた協議をさせていただきながら、法定

外の繰り出しもお願いしたいというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第22号 平成26年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは引き続きまして、議案第22号 平成26年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ370万5,000円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,397万4,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、補正額367万6,000円の減額は、現年度保険料の精算によるものでございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、補正額18万4,000円の増額は、前年度事務費の精算によるものでございます。

同じく 2 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金、補正額26万1,000円の減額は、保険基盤安定化拠出金の精算によるものでございます。

3 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金、補正額 2 万6,000円の増額は、保険料納付遅延による延滞金でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目前年度繰越金、2 万2,000円を充当いたしまして収支の均衡を図りました。

6 ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額18万4,000円の増額は、歳入でご説明いたしました繰入金をその他財源に充当したため、財源更正となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額371万2,000円の減額は、歳入でご説明いたしました医療保険料等保険基盤安定化拠出金の精算によるものでございます。

3 款諸支出金、2 項諸支出金、2 目一般会計繰出金、補正額7,000円は、前年度督促手数料でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第23号 平成26年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第23号 平成26年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

今回提案いたします補正予算は、歳入歳出に3,260万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,419万3,000円とするものでございます。主な内容は、介護サービスの利用増加に伴う保険給付費や制度改正によるシステム改修経費の増額、事業の精算によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入より説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金、補正額506万3,000円の増額は、介護給付費の不足に伴う国の法定負担分でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、事業費の精算により補正額44万円の減額となります。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）も、事業費の精算に伴いまして21万4,000円の減額となります。

4目介護保険事業補助金、補正額84万2,000円の増額は、制度改正に伴うシステム改修費の国庫負担分でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金は、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金からの交付で、補正額543万5,000円の増額は、介護給付費予防給付に要する支払い見込み額の29%が交付されるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業の精算により補正額51万円の減額となりました。

6ページをご覧ください。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費等負担金は、介護給付費の追加に伴い補正額 115 万 4,000 円の増額となります。

同じく 5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、3 款同様、事業費の精算により補正額 22 万円の減額となります。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）も、3 款同様、事業費の精算により補正額 10 万 7,000 円の減額となります。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費等繰入金、補正額 412 万 5,000 円の増額は、介護給付費の町からの法定繰入金 12.5% でございます。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、介護予防事業の精算により補正額 19 万 2,000 円の減額となりました。

3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）は、包括的支援事業の精算により補正額 10 万 7,000 円の減額となります。

4 目その他一般会計繰入金は、国庫支出金同様、システム改修費の町負担分で補正額 84 万 3,000 円の増額となります。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1,693 万 1,000 円を追加いたしまして、収支の均衡を図りました。

8 ページをご覧ください。

事項別明細書の歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 168 万 5,000 円の増額は、保険料などの制度改正に対応するためのシステム改修によるものでございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費、補正額 3,045 万円の増額は、居宅及び施設介護サービス医療の精算によるものでございます。

2 項その他諸費、1 目審査支払手数料、実質見込みで約 1 カ月分の審査料に不足が生じることから、補正額 5 万円の増額となります。

同じく 3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費、補正額 250 万円の増額は、利用者の増加によるものでございます。

9 ページに続きます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費、補正額 153 万 8,000 円の減額は、事業費の精算により減額するものでございます。

同じく 3 款 2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業・任意事業費、補正額 54

万4,000円の減額は、後見人制度利用に関する精算によるものでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方、挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時18分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時38分）

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第24号 平成26年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第24号 平成26年度御宿町一般会計補正予算案（第6号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思ひます。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,334万5,000円を追加し、補正後の予算総額を33億2,474万5,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、経費の性質上、年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、繰越明許費を定めるものでございます。

第3条につきましては、地方債の変更について定めるものでございます。

それでは、第2条繰越明許費について説明をいたします。

6ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、地方総合戦略策定事業ですが、平成26年度の国による地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策における、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部を先行的に実施するために交付される地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用いたしまして、地方版総合戦略を策定するための経費でございます。

以下、移住促進対策事業、3款民生費、1項社会福祉費の介護人材確保対策事業、4款衛生費、1項保健衛生費の少子化対策事業、5款農林水産業費、1項農業費の地場産品開発事業、3項水産業費の地場産品開発事業、6款商工費、1項商工費の観光プロモーション事業、観光イベント開催事業、観光案内拠点機能強化事業について、当該交付金を活用した事業でございます。また、6款商工費、1項商工費のプレミアム付商品券発行事業につきましては、国の緊急経済対策における地域消費喚起・生活支援のための交付金を活用しまして、プレミアム付商品券を発行するための経費であります。このほか、5款農林水産業費、1項農業費の中山間地域総合整備事業につきましては、千葉県が実施主体となっております中山間地域総合整備事業に対する負担金でございます。

以上、これらの事業に要する経費は、年度内に事業が完了しない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、7ページ、第3条の地方債補正についてご説明をいたします。

水道企業団出資事業につきましては、南房総広域水道企業団に対する出資金を対象とする地方債であり、当該企業団が実施する水管橋耐震補強事業等の事業費の減に伴い、地方債の額を減額するものでございます。

中山間地域総合整備事業につきましては、千葉県が実施主体となっております中山間地域総合整備事業の事業費の減に伴い、地方債の額を減額するものでございます。

消防関係備品購入事業につきましては、事業費の減及び財源更正により、地域の元気臨時交付金基金繰入金を充当することから、地方債の額を減額するものでございます。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細に沿ってご説明をさせていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算ですが、1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分の550万円ですが、個人町民税の株式に係る譲渡所得等が当初見込みを上回ることから増額するものです。

12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の9万円の減額ですが、入所者の負担金に移動があったことから見込まれる不用額を減額するものです。2節児童福祉費負担金236万2,000円の減額ですが、保育所の利用者負担金について、当初見込みを下回ることから減額するものです。

2項分担金、1目農林水産業費分担金、1節中山間地域総合整備事業分担金の158万7,000円の減額ですが、中山間地域総合整備事業の事業費の減額に伴い、地権者分担金を減額するものです。2節漁港整備事業分担金の159万2,000円の減額ですが、漁港整備工事費の確定に伴い、漁業協同組合分担金を減額するものです。

13款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生費手数料、1節清掃手数料のうち、ごみ収集手数料については、可燃ごみ用のごみ袋の需要が当初見込みを下回るため220万5,000円を減額し、持ち込み手数料については、粗大ごみの持ち込み量が減少していることから35万円を減額するものです。

11ページに移りまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金の68万4,000円ですが、国民健康保険特別会計に対する法定繰出金の増額に伴う国庫負担金の増額です。2節心身障害者福祉費負担金の20万9,000円の減額ですが、決算見込みによる事業費の減額に伴う国庫負担金の減額です。3節介護給付費負担金の166万4,000円の減額ですが、決算による事業費の減額に伴う国庫負担金の減額です。5節被用者児童手当負担金から7節児童手当特例給付までですが、各児童手当の決算見込み額を踏まえた国庫負担金の増減でございます。

2項国庫負担金、1目民生費国庫補助金、2節臨時福祉給付金給付事業費補助金の773万5,000円の減額及び3節臨時福祉給付金給付事務費補助金の168万2,000円の減額ですが、当該事業の申請が終了したことに伴い、決算見込みに基づき減額するものです。6節社会福祉費補助金の86万4,000円ですが、年金生活者支援給付金の準備のために必要となる国民年金システムの改修に対する補助金の内示があったため増額するものです。

2目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金の101万3,000円の減額ですが、小型合併浄化槽設

置補助事業に対する国庫補助金の確定により減額するものです。

6目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金の400万円ですが、当該システム整備費に対する補助金の増額内示があったことにより増額するものです。

12ページをお開きいただきたいと思います。

3節地域住民生活等緊急支援のための交付金（消費喚起・生活支援型）の1,476万8,000円ですが、国の緊急経済対策における交付金であり、プレミアム付商品券発行に要する経費への活用を計画しています。4節地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の2,251万9,000円ですが、こちらは、地方の創生に向けて講じられる施策のうち、先行的に実施する事業への活用を計画しております。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の410万3,000円ですが、国民健康保険特別会計に対する法定繰出金の増額に伴う県負担金の増額です。2節心身障害者福祉費負担金の9万9,000円の減額ですが、事業費の減額に伴う県負担金の減額です。3節介護給付費負担金の108万8,000円の減額ですが、事業費の減額に伴う県負担金の減額です。4節被用者児童手当負担金から6節児童手当特例給付までですが、各児童手当の決算を踏まえた県負担金の増減でございます。

3目保険基盤安定県負担金（後期高齢者医療）、1節保険基盤安定県負担金（後期高齢者医療）の19万6,000円の減額ですが、後期高齢者医療特別会計繰出金の確定による減額でございます。

13ページに移りまして、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の21万5,000円ですが、ひとり親家庭医療費の増額に伴い県補助金が増額となるものです。

3目衛生費県補助金、1節子ども医療補助金の36万6,000円の減額ですが、子ども医療対策事業費が当初見込みから減額となることから補助金を減額するものです。2節環境衛生費補助金の35万2,000円の減額ですが、住宅用太陽光発電設備及び省エネルギー設備の導入促進事業費の確定に伴い減額するものです。4節上水道費補助金の55万9,000円の減額ですが、借入先の繰上償還制度の変更に伴い、補助対象経費が減額となったことによるものでございます。5節健康増進事業補助金の21万7,000円の減額ですが、検診の実施結果により補助金が増額となるものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の55万1,000円の減額ですが、中山間地域等直接支払交付金の減額に伴うものとして15万円の減額、及び被災農業者向け経営体育成支援事業の補助実績に伴うものとして40万1,000円を増額するものです。

5目商工費県補助金、2節商工費補助金の386万8,000円ですが、プレミアム付商品券事業に対する県からの補助金を追加するものです。

3項県委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金の46万4,000円の減額ですが、投票日が決定したことによる千葉県議会議員選挙費の減額に伴うものでございます。

2目環境衛生費委託金、1節環境衛生費委託金の11万5,000円ですが、ミヤコタナゴ保護増殖事業に対する補助金の内示があったことにより増額をするものです。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子の1万9,000円ですが、基金運用を行ったこと等により、財政調整基金及び減債基金の利子が増額となるものです。

14ページをお開きいただきたいと思います。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の299万9,000円ですが、今年度のふるさとづくり寄附金について、決算見込みを踏まえ所要額を追加するものです。2節民生費寄附金の20万円ですが、福祉事業への活用の意向がある寄附が1件あったことから追加をするものです。

18款繰入金、1節特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金、1節国民健康保特別会計繰入金の1,000万円ですが、当該会計からの繰入金として追加をするものです。

3目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期高齢者医療特別会計繰入金の7,000円ですが、過年度の精算に係るものとして追加をするものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の8,337万7,000円ですが、前年度からの繰越金を追加し収支の均衡を図るものです。

20款諸収入、2項雑入、2目ごみ袋売払代金収入、1節ごみ袋売払代金収入の20万7,000円の減額ですが、資源ごみ用ごみ袋の需要が当初見込みを下回るため減額するものです。

4目雑入、1節雑入の749万6,000円ですが、後期高齢者医療給付費について25年度精算分として返還される額を追加したものであり、また、旧御宿高校光熱水費収入については、決算見込みを踏まえ100万円を減額するものです。

15ページに移りまして、3項受託事業収入、1目民生費受託事業収入、1節民生費受託事業収入の17万円ですが、町外から受け入れている保育園児に係る受託収入を追加するものです。

21款町債、1項町債、1目衛生債、1節上水道事業債の130万円の減額ですが、南房総広域水道企業団への起債対象出資金の減額に伴うものでございます。

2目農林水産業債、1節農業整備事業債の210万円の減額ですが、中山間地域総合整備事業負担金の減額に伴うものです。

3目消防債、1節消防施設整備事業債の510万円の減額ですが、他の地域の元気臨時交付金基金充当事業の決算見込みを勘案し、当該基金繰入金を本事業に充当することから、起債対象経費が減額となり、発行額を減額するものです。

以上、歳入予算といたしまして1億2,334万5,000円を追加するものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算でございますが、1款議会費、1項議会費、1目議会費、9節旅費の8万1,000円の減額ですが、広報研修会参加時の費用弁償等に不用額が生じる見込みのため減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当の58万8,000円の減額は、人事異動による調整でございます。4節共済費の96万円の減額ですが、追加費用の負担率が確定したことに伴い減額するものです。12節役務費の22万2,000円ですが、郵便料に不足額が生じる見込みのため追加をするものでございます。19節負担金補助及び交付金の138万1,000円の減額ですが、いすみ市への交付税配分金が確定したことにより減額をするものです。

3目財産管理費、11節需用費の100万円減額ですが、旧御宿高校の光熱水費の決算見込みから不用額を減額するものです。

4目企画費、8節報償費の47万円ですが、このうち御宿町総合戦略策定に係る委員報償として27万5,000円、定住化促進ツアー事業協力者への報償として12万円、ボランティア参加者の増によるボランティアポイントの不足分として7万5,000円を追加するものです。9節旅費の4万1,000円ですが、御宿町総合戦略策定に係る費用弁償でございます。11節需用費の28万円ですが、このうち御宿町総合戦略策定に係る消耗品として23万円、定住化ツアー事業に係る消耗品として5万円を追加するものです。

13節委託料ですが、まず御宿町総合戦略の策定に係る基礎調査委託費として803万6,000円、月の沙漠記念館内のWi-Fi機器整備費として10万円、定住化促進ツアー業務委託費として60万円、空き家調査の委託費として36万3,000円、定住化ツアーに係る農作物の管理生産委託費として10万円をそれぞれ追加するものです。19節負担金補助及び交付金の7万2,000円ですが、御宿町への移住を検討している方が住居を探すなどの目的で御宿町内に宿泊した場合に、その宿泊費の一部を補助するための経費を追加するものです。

以上、4目企画費に計上したもののうち、ボランティアポイントの追加に要する経費を除き、全て国の交付金により実施するものであり、繰越明許費を設定するものでございます。

6目財政調整基金積立金、25節積立金の財政調整基金1,000万円ですが、国民健康保険特別

会計からの繰入金1,000万円を受けて、これと同額を財政調整基金に積み立て、将来への負担に備えるものでございます。利子分の1万8,000円については、基金運用を行ったことにより収入された利子について、基金に積み立てるものでございます。

17ページに移りまして、7目防災諸費、11節需用費の光熱水費8,000円ですが、電気料の値上げにより防災無線機器等の電気料の不足額を追加するものでございます。修繕料13万3,000円ですが、防災無線屋外子局機器のバッテリー修繕について所要額を追加するものです。

8目減債基金積立金、25節積立金の減債基金積立金2,000万円ですが、後年度の防災費負担に備えるために積み立てを行うものです。利子の1,000円につきましては、昨年度3月に積み増しを行ったことに伴い追加をするものでございます。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金の299万9,000円ですが、今年度のふるさとづくり基金の決算見込みから所要額を追加するものです。

10目公共施設維持管理基金、25節積立金の2,000万円ですが、後年度の公共施設等の維持管理経費を見据えて積み立てを行うものです。

2項徴税費、1目税務総務費、2節給料の53万円の減額ですが、職員の退職により不用額が見込まれることから減額するものです。

4項選挙費、3目千葉県議会議員選挙の各節の増減につきましては、当該選挙期日の決定に伴う諸経費の調整でございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、4節共済費の3万2,000円ですが、臨時職員社会保険料に所要の不足が見込まれることから追加するものです。18節備品購入費の20万円ですが、民生費指定寄附金を受け、寄附者の意向に沿った備品を地域福祉センターに整備するものです。19節負担金補助及び交付金の50万円ですが、介護保険人材確保対策事業として、介護職員の資格取得に係る費用の一部を助成するためのものです。これは国の交付金を活用して実施するものであり、繰越明許費を設定するものです。20節扶助費の43万1,000円ですが、ひとり親家庭医療費について、当初見込みを上回る申請があったことから追加をするものです。28節繰出金の1,505万8,000円ですが、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴う追加であり、制度改正による保険料軽減世帯数の増加及び算定方式の変更に伴い増額となるものです。

2目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金の43万3,000円の減額ですが、後期高齢者医療広域連合負担金拠出金の確定に伴うものです。28節繰出金の467万1,000円ですが、介護保険特別会計に対する繰出金の確定に伴うもので、サービス利用の増によって増額となるものです。

3目心身障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金63万1,000円ですが、NPO法人が設立する障害児通所施設の設備整備費に対し、夷隅郡市2市2町が共同して一部を補助するものです。20節扶助費ですが、補装具と育成医療について見込まれる所要額を追加するものです。介護給付費と障害児通所支援事業については、決算見込みから不用額を減額するものです。23節償還金利子及び割引料の437万6,000円ですが、心身障害者福祉事業に係る国庫負担金について、平成25年度分の精算により返還が生じる見込みのため所要額を追加するものです。

5目後期高齢者医療、28節繰出金の8万6,000円の減額ですが、後期高齢者医療特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

6目臨時福祉給付金事業費の各節については、当該給付金の申請期間が終了したことにより、不用額が見込まれるものについて減額をするものです。

19ページに移りまして、2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費の405万円の減額ですが、児童手当について決算見込みにより不用額を減額するものです。

3目保育所費、13節委託料の96万3,000円ですが、町外の保育所等へ入所する園児に係る委託料として追加するものです。18節備品購入費の23万4,000円ですが、かくはん機など必要な保育所備品に要する経費を追加するものです。

4目児童福祉施設建設等基金積立金、25節積立金の5,000万円ですが、保育所建設に係る財政需要に備えるため積み立てを行うものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料の605万7,000円の減額ですが、それぞれ決算見込みを踏まえ不用額を減額するものです。このうち母子保健事業については、不用額として減額する経費が80万4,000円あるところですが、このほか少子化対策として2歳児へのフッ化物塗布事業費12万6,000円の追加が含まれているものであり、差し引き67万8,000円を減額するものでございます。このフッ化物塗布事業は国の交付金を活用して実施する事業であり、繰越明許費を設定するものでございます。

3目環境衛生費、7節賃金の95万円の減額ですが、環境整備員の賃金について、決算見込みから減額するものです。11節需用費の光熱水費20万円の減額ですが、電気料の値上がりにより、堺川排水処理施設の電気料の不足分について追加をするものです。

20ページをお開きいただきたいと思います。

修繕料の40万6,000円ですが、堺川排水処理施設及びホイールローダーについて修繕する必要があることから、追加をして利用するものです。13節委託料の13万6,000円の減額ですが、ミヤコタナゴ保護増殖事業費の確定に伴うものです。19節負担金補助及び交付金の36万4,000

円の減額ですが、住宅用太陽光発電設備導入及び省エネルギー設備設置に対する補助事業費が確定したことから減額するものです。

4目子ども医療対策費、20節扶助費の50万3,000円の減額ですが、子ども医療対策事業において決算見込みから減額を行うものです。

2項清掃費、1目清掃総務費、4節共済費の15万5,000円の補正ですが、臨時職員社会保険料に所要の不足が生じることから追加をするものです。

2目じん芥処理費、11節需用費の90万円ですが、電気料の値上がりにより、清掃センターの電気代に不足が生じる見込みのため追加するものです。

3目し尿処理費については、小型合併浄化槽設置補助事業において、国庫補助金が確定し減額することに伴い、一般財源との財源更正を行うものです。

3項上水道費、2目上水道建設費、24節投資及び出資金の120万4,000円の減額ですが、南房総広域水道企業団が実施する水管橋耐震補強事業の事業費確定に伴い、出資金が減額となるものです。

21ページに移りまして、予防費、1目予防費、13節委託料の11万5,000円の減額ですが、後期高齢者健康診査委託料の確定に伴い不用額を減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、11節需用費の37万1,000円ですが、パッションフルーツを利用して実施する地場産品開発事業において必要となる消耗品を追加するものです。13節委託料、有害鳥獣駆除委託の6万2,000円の減額は、狩猟事業者の減により委託費に不用額が見込まれることによるものです。圃場管理委託の19万8,000円は、地場産品開発事業に係る圃場の管理委託として追加をするものです。15節工事請負費の159万円ですが、圃場における水源不足を解消するため、井戸の掘削やポンプの設置等を実施するものです。

19節負担金補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金の20万円の減額ですが、交付単価が当初見込みより下がったことにより減額するものです。中山間地域総合整備事業負担金の476万1,000円の減額ですが、事業費が確定したことにより減額を行うものです。航空防除事業の10万円の減額は、無人ヘリ移行に伴う経費負担の必要がなくなったことから減額を行うものです。被災農業者向け経営体育成支援事業の51万6,000円の減額ですが、雪害を受けた農業施設の対象が見込みを下回ったことから減額するものです。

以上、3目農業振興費のうち、11節需用費、消耗品費の37万1,000円及び13節委託料の圃場管理委託19万8,000円、15節工事請負費の農業施設設置工事費159万円は、国の交付金を活用して実施する事業であり、繰越明許費を設定するものです。

3 項水産業費、1 目水産業振興費、19 節負担金補助及び交付金の72万8,000円ですが、販売対価の低い魚種を加工品として試作するための経費として、事業主体の漁業協同組合に対し補助を行うものです。国の交付金を活用し実施する事業であり、繰越明許費を設定するものです。

2 目漁港整備費、15 節工事請負費の318万5,000円の減額ですが、漁港整備事業費の確定により不用額を減額するものです。

22ページをお開きいただきたいと思います。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、19 節負担金補助及び交付金の1,870万円ですが、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金及び千葉県のプレミアム付商品券市町村補助金を活用して、商店振興会が行う一般のプレミアム付商品券及び子育てを支援するプレミアムを拡大した子育てプレミアム付商品券の発行に対する補助金を追加するものであり、あわせて繰越明許費を設定するものです。

3 目観光費、11 節需用費の42万円ですが、観光プロモーション事業の1つとして、各種イベントでの周知を目的に、御宿のご当地入浴剤を購入するための経費として追加するものです。

このほか、国の交付金を活用して追加し、翌年度に繰り越して使用する事業としては、13 節委託料のうち、観光イベント業務委託の150万円、サマーキャンペーン実施委託の172万8,000円、多言語観光案内看板作成委託の300万円、外国語観光ガイドブック作成委託の200万円、シンボルキャラクター着ぐるみ作成委託の100万円、おんじゅく de メヒコ事業の99万4,000円、15 節工事請負費の観光施設トイレ整備工事の160万7,000円でございます。

サマーキャンペーン実施委託は、メディアを活用して御宿町の観光イベントや魅力をより強力に発信していくための経費です。多言語観光案内看板作成委託及び外国語観光ガイドブック作成委託は、外国人観光客の受け入れにも対応した観光地づくりに取り組むものです。シンボルキャラクター着ぐるみ作成委託は、エビアミーゴの着ぐるみを1体追加し、観光キャンペーンやイベントで活用するものです。おんじゅく de メヒコは、ウォーターパークにおいてメキシコ文化に結びついたイベントを実施するものでございます。観光施設トイレ整備工事は、観光施設の拠点となる月の沙漠記念館及び町営プールなどのトイレについて、洋式化を図るものです。

以上が、国の交付金を活用した観光施策となります。

戻りまして、13 節委託料の海水浴場監視業務委託56万1,000円の減額は、事業費の確定に伴い不用額を減額するものでございます。

4 目月の沙漠記念館管理運営費、11 節需用費の52万2,000円ですが、企画展示室のエアコン

について修繕する必要が生じたことから、追加して対応をするものです。12節役務費の17万4,000円の減額ですが、企画展に使用する作品の運搬費に不用額が生じたことから減額をするものです。

7款土木費、3項住宅費、1目住宅総務費、11節需用費の46万5,000円ですが、町営住宅の設備について修繕する必要が生じたことから、追加をして対応するものです。

23ページに移りまして、4項都市計画費、1目都市計画総務費、23節償還金利子及び割引料の3万4,000円ですが、過年度の社会資本整備総合交付金の精算により返還が生じるため追加するものです。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金の609万2,000円の減額ですが、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において、退職手当負担金が減額となったことによるものでございます。

3目消防施設費ですが、地域の元気臨時交付金基金繰入金の充当事業の整理により、当該繰入金を充当することから、地方債との財源更正を行うものでございます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節役務費の12万円の減額ですが、児童及び教職員の健康診断等の受診実績により不用額を減額するものです。15節工事請負費の428万6,000円の減額ですが、御宿小学校の擁壁改修工事費が確定したことから不用額を減額するものです。

2目教育振興費、20節扶助費の12万7,000円の減額ですが、特別支援教育就学奨励費について対象者が減少したことから、不用額を減額するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、12節役務費の10万円の減額ですが、小学校と同様、生徒及び教職員の健康診断等の受診実績により、不用額を減額するものです。

4項社会教育費、2目公民館費、7節賃金の25万1,000円の減額ですが、臨時職員賃金について決算見込みから減額をするものです。11節需用費の8万円ですが、電気料の値上がりにより公民館の電気料に不足が生じるため、追加をするものです。12節役務費の4万3,000円ですが、公民館の電話料に不足が生じる見込みのため、追加をするものです。

24ページをご覧いただきたいと思います。

3目資料館費、11節需用費の3万4,000円ですが、歴史民俗資料館の非常時誘導灯について修繕する必要が生じ、追加をして対応するものです。

5項保健体育費、2目体育施設費、8節報償費の14万4,000円ですが、スポーツ教室指導者に要する経費に不足が生じることから追加をするものです。

3目学校給食費、7節賃金の30万円の減額ですが、臨時調理員賃金について決算見込みから減額を行うものです。

11款公債費、1項公債費、1目元金、23節償還金利子及び割引料の20万5,000円の追加、及び2目利子、23節償還金利子及び割引料の44万2,000円の減額は、利率見直し方式で過年度に借り入れた地方債の利率が今年度変更となり、これによる影響額の追加及び減額をするものです。

以上、歳出予算といたしまして1億2,334万5,000円を追加しております。

よろしく願いをいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

一般会計補正予算（第6号）ということではありますが、歳入のほうではありますが、14ページ、諸収入、ごみ袋売払代金収入ということで、20万7,000円の減額ということで提案されておりますが、これは何袋と申しましょうか、あと1年間の量とすると何%というのか。いわゆる燃やすごみ、それからリサイクル袋と、簡単に言うと2種類あると思うんです。それからもう一つ、小袋のほうですね、この間つくっていただいたということがあろうかと思いますが、そうしたものが計画と最終的な売払代金ということで、それが明確になってきたというふうに思いますので、今後広域化も見込まれる中で、当然減量化も今後進めていかなければならないというふうに思うんですけれども、今年度の推移をどういうふうに評価するのか伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、今回補正予算でごみ袋の関係の減額につきましては、今、石井議員さんからご質問があったように、14ページ、諸収入のごみ袋売払代金収入で20万7,000円、これが資源ごみの透明の袋のほうの売り払いの代金でございます。

あわせて、今、可燃ごみのほうのお話もございましたが、今回ご提案しています予算書10ページの下段になりますが、ごみの収集手数料ということで220万5,000円、10ページの下の方の欄になります。これが可燃ごみのほうの減額の形です。ピンク色の袋の売払代金の減額です。

それぞれ売り払いの枚数でございますが、まず可燃ごみのほうから申し上げますと、枚数といたしましては、大きい袋の枚数が23万8,500枚を想定しております。まだ3月の最終が出ておりませんので、あくまでもわからない数字については去年の同月ベースの実績を推定しまし

て23万8,500枚。それから小袋のほうは13万枚、特小という形で、一番小さいものが3万4,500枚ということで、今年度の最終の売り払いを見込んでおります。

その関係で、売り払いの最終合計を1,651万5,000円という形で想定をいたしました。当初予算にて1,872万円を見込んでおりますので、その関係での差額分といたしまして、220万5,000円の減額を今回、可燃ごみについてはさせていただいているところです。

また、ごみの量の推移というご質問でございますが、可燃ごみにつきましては平成25年度で2,600トン、26年度の見込みでございますが、2,550トン程度の可燃ごみということで見込んでおります。率にいたしますと1.8%程度の減少になっております。

また、可燃ごみの今後の見通し、それからごみの収集手数料ということで、これについてはお店のほうでどのくらい仕入れるかによって若干の前後がありますので、実際にセンターでごみの処理する量と必ずしも一致はしませんが、27年度については、今年度の決算見込みと同程度という形での見込みをさせていただいております。

続きまして、資源ごみのほうの、14ページのほうの推移でございますが、こちら当初予算にて222万3,000円を見込んでおりました。最終的に201万6,000円程度の見込みということで、その差額分について20万7,000円を減額させていただいております。

最初に、資源ごみの量で申し上げますと、平成25年度の実績ベースで623トン、26年度の見込みで申し上げますと650トン、こちらは可燃ごみと比べて逆に増加の傾向にございます。これは、担当課のほうの評価としては、分別が進んできて、可燃ごみから資源ごみへの分別化、再資源化が住民の方にも周知徹底が少しずつ図られてきているのではないかというふうに評価をしております。率で申し上げますと4.5%程度の増加ということで考えております。

また、資源ごみの袋の枚数でございますが、一番大きい袋で9万500枚、小袋のほうで7万2,000枚、特小、一番小さいサイズで3万1,000枚という形になっております。それぞれ資源ごみ、一番大きいもので15円、真ん中のもので7円、一番小さいもので5円ということで、それを掛けた数字の最終の見込み額201万6,500円ということで算定をいたしまして、その差額分について今回減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

一定の効果を上げているということで了解いたしました。

ちなみに、収集量と申しましょうか、今までの200円から袋ということで、全体的には負担

が多くなっている部分というのがあるかと思うんですが、その中で当初、一番問題視されたのがいわゆる不法投棄ですね。町境等、若干見受けられるかなという感じはするんですけども、この間は、いわゆる三崎港の関係ですよね。電化製品等が多く見られたというのもあるかと思いますが、それらについての状況をあわせて報告を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまの不法投棄の状況でございますが、こちら補正予算で申し上げますと、10ページの下の段、持ち込み手数料に若干の関係がございます。また、不法投棄等が起きた場合の粗大ごみの処理委託ということで、27年度の当初予算でもご提案をさせていただきますが、不法投棄については、平成23年7月、地デジの移行に伴いまして、非常に大きい、かなり多い数のテレビ等の不法投棄がございました。そちらについてはかなり減っておりまして、今ではテレビ等についてもほとんどが捨てられていないような状況です。ゼロということではございませんが、数件という形になっております。逆に、23年度当時で申し上げますと、冷蔵庫やエアコン、テレビ等で全体で50個ほどの、かなり大きい量の不法投棄が行われました。そうしたことから今現在では少しずつ落ちついてきているように思います。

しかしながら、まだまだ実績といたしましては、通報等もございますので、引き続き不法投棄監視員の方のご協力もいただきながら、努めてまいりたいと考えております。

また、今回の持ち込み手数料の減少につきましては、リサイクル家電に限らず小型家電等についても、今まで粗大ごみとして処理をしておりましたが、袋に入るものについては持ち込みごみとして、普通のごみ処理の手数料の中で処理ができるようになってきていることから、持ち込み手数料としては、かなり減ってきている状況にあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

それでは、同14ページの雑入の一番下、旧御宿高校光熱水費収入ということで、マイナス100万円の補正になっていると思いますが、後段のほうのところ逆で光熱水費、上がっているわけですよね、補正予算では。足らなかったから上げてくれというのが後段出てきていますよね、支出のほうで。なぜここだけマイナスになっているのかということです。一般的には、この間ずっと上がってきていますから、上がるというのが一般的なんですけれども、なぜ御宿高校の光熱水費というのは下がっているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 御宿高校の光熱水費につきましては、一昨年10月から高校のほうの利用を開始いたしまして、その半年間の額で1年間分の見込みをしておったんですけども、1年間を通して活用していただいた場合に、その差額が100万円ほど多く見込んだということでございます。

（石井議員「聞こえないんですけども、すみません、もう一度」と呼ぶ）

○企画財政課長（大竹伸弘君） 25年10月から26年3月までの間を基礎として予算を積算させていただいたんですけども、実際に1年間活用した中では、そこまで額がかからなかったために、歳入と歳出の額を減額させていただくというものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

いわゆる予算の調定ミスということですよ。予算調定のミスですよ。そうじゃないんですか。違うのか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 実績が半年間という中で、季節の問題もあろうかと思いますが、その中での12カ月分という積算をしたものですから、そこに差額が生じたということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解しました。

歳出のほうであります、16ページ、企画費ということで、地域創生、地方総合戦略基礎調査委託ということで、これは報償費ということで、報償費ですか、費用弁償ですか、人件費等もあるようでありますけれども、803万6,000円、800万円強という大変多額の委託ということになろうと思います。

一般質問のときは時間等がなかったもので、詳細な内容については承ることができませんでした。一般質問のときにも言いましたけれども、非常に短期間の中に、この計画を立てなければならないということだと思っております。それは多分それでいいと思います。

町長は、非常に大事な計画を立てるんだというようなことをおっしゃられたかと思っております。それはそのとおりだと思っておりますが、繰り越しはかけるんですけども、当年度予算ですよ。要するに4月1日から直ちにやらなきゃならないという趣旨の予算ですよ。だって今年度から入れているわけだから、ただやる時間がないから、会計法上は全額繰り越しということ

になるんだろうなと思いますが、それで、この会議ですよ、会議と申しませうか、地方総合戦略計画の策定、これはどういう方々によって、どういう人数が集まるんでしょうか。もうだつて決まっていなくちゃいけないんですよ、補正予算ですから。第1回目はいつごろなんですか、要するに策定のフロー。最終的には、これは国家予算だと思いますので、かなり早い時期に国に対して調定をかけると明示して、来年度予算に繰り入れていただくということによろしいんでしょうか。もう少し地方総合戦略計画の策定について詳細に承りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 地方総合戦略策定に関する基礎調査委託につきましては、御宿町の人口に係る現状分析や将来推計を初め、人口変化が地域に与える影響調査など、専門的、多角的な視点から基礎調査・分析を行う御宿町人口ビジョンの策定のほか、産業や観光産業における物の動き、人の動きなど、こういったものを調査・分析して、このデータを基本として策定をいたします御宿町総合戦略の策定支援に係る経費について、専門的な知識を有するコンサルタントに業務委託をする経費ということでございます。

それから、実際に会議を進めていく今後のスケジュールと、あと委員さんの考え方につきましては、町の戦略策定にあたりましては、住民の方、関係団体、民間事業者等の参加協力が重要で、広い年齢層の住民、市町村、教育機関、金融機関等で構成する策定委員会といった推進組織で、施策の方向性や具体案について審議検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要というふうに国は位置づけてございます。

今後、検討させていただいてほしいというふうに考えておりますけれども、観光や商工業、漁業、農業など産業関係の代表者や従事をされている方、また女性の視点から、また子育て世代の保護者の代表、御宿町に移住をされた方、教育関係者、その他金融機関やアドバイザーなど、15名から20名程度の組織で考えてございます。

今後のスケジュールにつきましてはですが、最終的には来年度の予算編成に間に合うことを大前提ということになりますので、現在のところの予定では、10月ごろまでには策定をしたいというふうには考えてございます。ただし、早期の策定が望ましいこととされておりますので、可能な範囲では、時期を早めることを念頭に置いて進めてまいりたいというふうに考えております。

まず初めに、現在の御宿町の人口、それから将来推計、これまでの人口変化の要因、産業構造などからの町の強み、弱みなど現状の分析を行いまして、まとめさせていただきたいと考えております。これらをベースに、現在の御宿町の状況や今後想定される住民生活などへの影響

などを共通認識といたしまして、将来の目標やその方向性、施策案を検討協議する委員会を今後4回程度開催をしたいと考えております。

こうしていただいた意見を踏まえて組み立てた施策の影響、また評価目標や人口などに反映させた取りまとめを行いまして、予算編成に入る前の10月ごろまでに計画案をまとめたいというふうなスケジュールで考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

アドバイザーというのは、具体的にどのような職種の方なんでしょうか。何人ほどなんでしょうか。トータルで15から20ということで、すぐやるには随分幅が広いなと思います。

それから、私が言ったとおり、10月ごろまで、しかもなるべく早い時期というふうに国のほうから指示が出ているわけですね。そうしますと、これは非常に大事な中身で、この中身というのは、具体的に言えば総合計画策定のときと全く同じ中身ですよ。

調査・分析というふうに書いてあるわけですが、先般協議会でいただいた資料では、アンケート調査等委託というふうに書いてあるわけですね。ここには、全く同じことを聞くんですけれども、それでは住民の意見というのはどのように反映されるのか。しないのか。パブリックコメントだとか公聴会ですね、そういうもの。

それから、大変大事な企画ということで、町長は先般、私の質問について答えておられましたけれども、じゃこれに対して議会はどのように関与できるのか、できないのか。たまたま今年秋、私も選挙でございましてけれども、そういう点ではなかなか難しい部分も、それはそれとしてあるにしろ、その辺はどうされるのか。

もう一つ、そういう面では総合戦略というのは、御宿町議会がさまざまな計画について議決案件に規定していますよね。違いますか。ありますよね。そういう説明は今のところなされていないんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） まず、1点目のアドバイザーということでご説明させていただきたいと思います。現在考えておりますのは、例えば地域づくり関係の専門の方でありますとか、大学としてそうした取り組みをされている大学の先生など、1名を想定させていただいております。

それから、住民の方々のご意見ということですが、こちらにつきましては、これまで町のほうで持っておりますさまざまなアンケートとか、そうしたもののデータも当然活用はさせてい

いただきながら、住民の方々のご意見を将来に反映していくということが基本的な部分でございますので、必要なものについてはアンケートを実施するというところで……。

(石井議員「ちょっと末尾をきちんと行って。やるんだかやらないのか、よく聞き取れないんです」と呼ぶ)

○企画財政課長(大竹伸弘君) 必要に応じた内容のアンケートを行うことで、ご意見のほうを聞いてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、議会のほうに関しましては、先ほどの策定委員会の中には、議会のほうから出席をいただきたいというふうには現在考えてございます。また、策定の途中、一定の区切りのときにご報告等、詳細な説明はさせていただきたいというふうには考えております。

あと、議決の関係につきましては、基本的な施策の部分は総合計画の中から、当然それと整合性のある、そこから抽出したものについて、人口減少抑制ですとか、それから地方創生とか、そういったものの視点で施策を組み立てさせていただくことになると思いますけれども、基本は総合計画の中にあるという観点の中から、計画についての扱いについては、今後検討させていただいていただきたいと考えております。

○議長(中村俊六郎君) 3番、石井芳清君。

○3番(石井芳清君) 町長ご自身が私の質問に答えたんですね。私が一般質問して、これは大変重要な計画であると。重要な計画というのはきちんと明記してございますよね、議決条例について。住民の生活に重要な影響を及ぼす計画等については、議決をするということじゃなかったんですか。まずそういうことで臨むということじゃないですか、議会に対して。私個人的には共有するという表現を使わせていただきましたけれども、その内容については私も充分熟知をするということが、私もこの条例策定にかかわりましたけれども、非常に大事な御宿町の条例の一つの観点だろうというふうに私は思います。

○議長(中村俊六郎君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) この総合戦略は非常に重要な内容となると思います。そういう意味で、議会の皆様方のいろんなご意見、ご指導はいただきたいと思います。今、説明にもありましたけれども、スケジュールとしては、工程としては、できるだけ早く進めたいと考えております。

総合戦略会議の中に、まだ何名とはっきりとは決定はしていないんですが、数名の議員の皆様方にお入りいただく予定で、同時に、今申し上げましたけれども、ところどころの過程において、いろいろ詳細にご報告させていただきながら進めていくと。最終的には議会の議決をい

ただかなければいけないと私は考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

再度お聞きしますけれども、約800万円ですよ。ほとんど、ここに書いてあるとおりになんですけれども調査委託。私、多分これ、そんなに多くないと思いますよ。支出先です、はっきり申し上げて。短い期間なんですけれども、これはまだつくり上げる直前ですね、どうつくり上げるのかと。この支出先、委託先が非常に決定的に重要だと思います。

本当に御宿町のためには、町長、今おっしゃったとおりだと思うんですよ。非常に大事なものをつくっていくと思うんです。有効なもの、当然です。そういうことだろうと思いますので、充分精査していただいて、その段階で、議会からこういう計画でいいのかというような質問が出ないような内容にさせていただきたいと思っておりますし、非常に少ない回だというふうに私自身は思っておりますので、一つ一つを大事に進める、その間も大事に進めると。きちんと説明できる内容にさせていただきたいと思っておりますが、町長、最後をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろご助言いただきましてありがとうございます。しっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

20ページであります。環境衛生費の中の負担金補助及び交付金という中で、住宅用太陽光発電、それから住宅用省エネルギー設備設置補助金等の減額が載っておりますが、この減額の内容とともに、これは町勢特集号ですね、この中に住宅リフォーム補助とそれらの実施状況、これ100%だったのかどうか。

これ、新年度予算を見るとその項目がないんです。近隣でも10倍から、要するに補助金を出した額に対していわゆる工事費ですよ。大体10倍から30倍ぐらいの地域への経済活性、要するに効果が生まれていると。御宿町は、じゃ今年度どういう状況なのかということも含めまして、説明を受けたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず初めに、20ページの負担金補助及び交付金の減額のほうから先にご説明させていただきます。

住宅の太陽光発電設備導入促進事業補助金につきまして、今回2万4,000円の減額をさせて

いただきました。実績といたしましては15件の方にご利用いただいております、設置をした総キロワット数といたしましては、75.5キロワット程度の太陽光パネルのほうが設置をされたというような状況でございます。2万4,000円の減額につきましては、最終的な予算の総額の中で、最後の端数部分の不用が出ましたので、今回これについて減額をさせていただいております。

また、住宅用省エネルギー設備設置補助金34万円の減額でございますが、こちらについては当初、エネファーム、1件当たり10万円の補助をしておりますが、2件を予定しております、実績としては1件の実績です。次に、蓄電システムの関係で、こちら1件当たり10万円の補助をしているところですが、5件を予定したところ3件の実績というような状況でございます。また、電気自動車の充電設備でございますが、5万円の補助額に対して、実績はこちらについてはございませんでした。また、エネルギー管理システム、HEMSでございますが、1万円の補助で、当初2件分を予定しましたが、結果といたしましては3件の実績がございましたので、その関係で差し引き34万円分の差金が出たということで、今回減額をさせていただいております。

これによる経済効果というご質問でございますが、太陽光発電の関係につきましては今回の15件、総額で3,850万円程度の工事費、またエネルギー関係のエネファームであるとか蓄電システムの関係で、総計で26年度中の実績、おおむね900万円程度の事業費が発注をされて、エネルギー関係だけで合わせて4,750万円程度の実績があったような状況でございます。

続きまして、リフォーム補助の関係でございますが、リフォーム補助につきましては、要綱に基づきまして3年間の実施をさせていただきました。平成24年度、25年度、26年度の3カ年の実施になりまして、要綱上3年で期限が切れることから、27年度の予算については要求をしていないような状況でございます。

実績ということでございますが、総事業費といたしまして、それぞれ発注額の概算で申し上げますと、24年度につきましておおむね3,000万円、25年度が4,500万円、26年度が4,000万円の、総合計といたしまして1億500万円程度の経済効果が出ているというふうに把握をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

太陽光関係、新エネルギー関係については、大変大きな実績が上がっているというふうに伺

いました。また、住宅リフォームも同様ということでございますが、ちなみに平成26年度の住宅リフォームの予算そのものは幾らなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 住宅リフォームの予算につきましては、200万円を予算として計上しております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

20倍ですよ。大変大きな効果が上がっていると思います。

それから、冒頭、1日目にご報告もさせていただきましたけれども、和光市では追加ですね、要するに介護保険上のリフォーム以外に、介護保険のときにできるものは限られているんですよ、町長、ご存知ですよ。その以外の部分について、こういう住宅リフォームが当然あれば、そのときにできるわけじゃありませんか。これだけ大きい効果が出ていると。要綱が終わったからとやめちゃってよろしいんですか。

これも、地域の方々から陳情をいただいて実施した内容ですよ。これを最初にやっていただいたとき、地域の大工さんを初め大変喜ばれました。ああ、ありがとうというふうに、仕事ができたと。実際そういう数値が上がっているじゃありませんか。これが、当初予算も実績を下回っていると。例えば耐震関係なんかなかなか難しかったですね、この間。やっていただきたいんですけども、その次がお金がかかるということだろうと思うんですよ、町長。生きたお金じゃありませんか。

先ほどの関係にも、こういうのを入れることも可能じゃないですか。例えば定住のため、若いカップルのために、そういう住宅をリフォームして安い費用で入居いただくということだって可能じゃありませんか。違いますか。充分使えるじゃありませんか。まだ間に合いますよ、町長。いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 最終的に予算協議の中で要綱が終わると。近隣もやはりそういう状況が多いということで、したんですけども、非常に苦渋な判断であったんですが、とりあえずは当初はそうにさせていただいてということでございます。また動向を見ながら検討はさせていただきますと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

昨今のニュース等を見ましても、大幅に経済失速の状況のようですね、ニュースは毎日。地域づくりをどう進めるかと、本当に真剣勝負なんだと思うんですよ、町長。議会も町も切磋琢磨してまちづくりを進めていく必要があると思います。ぜひこれを復活してください、町長。よろしくをお願いします。

それから、次に移ります。22ページ、観光施設トイレ整備工事ということで、交付金の関係等が出ているということでもありますけれども、説明を受けましたが、いわゆる洋式トイレということで、特に外人の方々は和式について全く経験がないわけですので、整備して当然だろうというふうに思うわけでもありますけれども、具体的にどういうふうにするのかということですね。

あれは入っていないんですよ、多分。中央海水浴場のトイレ。入っているんですか。入っていないんですよ。中央海水浴場という名前ですよ、あれ。どうされるんですか。それも含めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 観光施設トイレ整備工事でございますが、まず月の沙漠記念館のトイレ、男性用の大便器、洋式が1つございますが、そちらにウォシュレットと手すりをつけます。また、小便器2つのうち1つに、役場のトイレのような手すりをつけさせていただきます。

また、記念館の女性トイレ、今、和式が1に洋式が2つございますが、これを全て洋式にしまして、全てにウォシュレットをつけまして、L字型の手すりをつけさせていただきます。

また、ウォーターパークのトイレ、これは男性の大便器、和式が2つございますが、それを和式が1つ、洋式が1つということにいたします。また、女性のほうも和式が4つありますが、和式を2、洋式を2ということで半々にさせていただきます。また、プールの外側のトイレでございますが、こちらは男性用の大便器、現在和式が2つついておりますが、これを半々に、和式を1つ、洋式を1つにします。女性用のトイレのほうも和式が2つあるところを、和式1、洋式1ということで、洋式化をさせていただきます。

また、中央海水浴場のトイレでございますが、こちらいろいろ一般質問でもご意見いただいておりますが、大変古うございまして、また、もともとはくみ取り式のトイレを簡易水洗ということで使っておりますので、できれば、海岸の案内所も古くなっております。またその上の駐車場も古くなっておりますので、その辺を一体的に、トイレ、案内所、駐車場、その辺を含めて今後整備計画を立てていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

緊急的な対応がありましようから、閉鎖というわけにいかないと思いますが、例えば今般これから整備する洋式トイレと、案内もさまざまやられるわけですね。多言語表記も含めてやられるわけでしょう。そこに、中央トイレですよ、きちんと、周辺にはこういうトイレがありますよと、そちらをご利用くださいと。ご利用できますというんですかね。要するにどこにどのようなものがあるかということです。

それで、洋式トイレにつきましても、保健センターのところにもありますけれども、いわゆるユニバーサルトイレ、多目的トイレですね。これも障害の状況等に応じて、例えば面積等を含めて、一定の面積だとか設備、これが必要な方もいらっしゃるわけです。今、手すりをつける、まさにそのとおりだと思いますけれども、そういうものがどういう状況にあるかと。全部同じじゃないと思うんです。ユニバーサルトイレ、多目的トイレ。ですからそれが事前に、どこにどういうトイレがありますよと、こういう方はここに来てこのトイレを使ってくださいという明示ができないといけないと思うんです。だって、今言ったのだっていつになるかわかりませんよね、中央海水浴場の整備計画はまだ全くないわけですから。言葉ではずっと聞いていますけれども、そういうものはやっぱり非常に大事だと思うんです。

ですから、どういうサインをつくるのか。おもてなしじゃありませんか、そういう予算なんでしょう。必要な情報をきちんと明示すると。全て同じものをつくれと私は言っているわけじゃないです。整備した時間も当然違いますし、整備内容も当然違うわけですから、適切なトイレをきちんと事前に把握していただいて利用いただけるというのが、おもてなしなんじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） トイレの案内につきましては、観光マップなどで周知を図りたいと思いますし、今、議員さんおっしゃられましたとおり、中央のトイレのところにはそのような表示もつけたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後ですが、23ページ、教育費の中の学校管理費、工事請負費ということですが、擁壁改修工事ということで、工事差金が428万6,000円ということで大変多額になっているんですね。これは当初幾らだったのか、なぜこのような差額が出たのかということ等について説明を

願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今回の擁壁の工事につきましては、当初予算で1,300万円組ませていただきまして、このときの1,300万円というのが、資材等の値上がり分であるとか、松の伐採等の丁寧な工事等を考えまして、そういった予算を組ませていただいたわけでありまして、

また、その後に25年12月の議会で、設計料の補正予算を組ませていただきまして、その後に設計書ができ上がってきたわけでありまして、その設計書に基づいて入札を行ったわけでありまして、そのときの設計額というのが880万8,480円という金額でありまして、そこで入札をした結果、入札が853万2,000円という金額で落札しました。その後、木の根の処分料等の減によって32万6,160円ほど減額になりまして、最終的な工事費の支払いは820万5,840円ということで、多額の減額ということになりました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 最初に八百数十万円ということで、428万円というんですけれども、ごめんなさい、よくわからなかったんですけれども、1,300万円のうち、じゃどこの部分が差額となったんですか。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 1,300万円から支払った金額が820万5,840円、それから、その後に緊急ということで流用させていただきました、工事の残額から。1つは、台風のときに小学校の街灯が倒れまして、その工事に14万5,360円。その後、松くい虫によりまして校庭の松が枯れましたので、早急に対応するというので36万1,800円の金額で、トータルで50万7,160円をその工事残高から使用させていただきました、残りの428万6,000円が今回の減額補正ということで提案したわけでありまして、よろしく願いいたします。

当初予算にのせたときの金額は、先ほど申したように、資材の値上げ分であるとか、木の伐採の工事等による、その辺を含んだ中で、設計書が上がる前の段階での金額を見積もった中で当初予算に入れたと。その後に、25年12月の議会で設計料の補正をしまして、その後に設計書が上がってきた中で、当然その差額も出たわけでありましてけれども、その設計書に基づいて入札をして、その差金ということで工事差金で、当初の1,300万円から実際の工事の代金との差額が、今回の補正の額の420万円程度の減額になったということでありまして、

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

一般質問のおりになってしまいうんだけれども、子どもたちの環境ですよ。学校に通いながらの中の工事ですので、当初見積もりについて、いわゆる12月の予算計上のときには、丁寧な予算計上をされたというふうに理解をしたいと思いますが、同じですよ、別にこれは。もう少し精査されて予算を大事に使う、予算を調製するということが必要じゃないですか。そのために、町長、やっぱり専門家は専門家に任せるべきじゃないですか。そうすればこの430万円というお金が使えたんじゃないかと、今年の中で。現年度主義じゃありませんか、町の財政運用の規範というのは。こういうことも含めまして、町長ももう少し丁寧に一つ一つ目を通していただいて、有効な予算を策定していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 当初の見積もりが甘かったということであると思いますので、反省して、今後気をつけます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

観光費の中で幾つか、観光イベント事業委託とサマーキャンペーン、あとシンボルキャラクター着ぐるみの製作委託の3項目について、いま一度説明をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 観光イベント業務委託でございますが、これは地域資源を生かした体験型のイベントの開催ということで、伊勢えび祭りの拡充を図りたいと考えております。

伊勢えび祭りは、ご承知のとおりセット販売などの各種催しが来場者に大変好評ですが、一方で待ち時間が大変長いと、この辺が課題になっております。しかしながら、それを物理的に解消することは難しいので、楽しく待てるように、そこで大道芸を行うなどの工夫をしたいということと、また、ビッグイベントの日にはイセエビ汁を無料配布しておるわけですが、ふだんの休みの日の直売のときにはそういうものはございませんので、全部の休みでできるかというと、そうはいかないと思うんですが、今後、観光協会と協議の上、何回かイセエビ汁の無料配布ができないかと考えております。

サマーキャンペーン実施委託でございますが、これは一般質問でもお話ししましたとおり、ベイエフエムのCMとキャンペーンの代金でございます。これは、150万円プラスCMの作成費ということで172万8,000円、これが全てベイエフエムの経費でございます。

また、シンボルキャラクターの着ぐるみでございますが、エビアミーゴの着ぐるみですが、こちらもうつくりましてから大分たっておりまして、大変傷んできたのと、初めて着ぐるみを作りましたので、不具合もございます。まず手が自由になるよう改良したり、入っていると暑くて、15分から30分ぐらいが限界ということなので、今、ベンチレーションがついたようなものもございますので、そういうものを装備した新しいものにしまして、古い物は廃棄するのではなく、軽微な補修などを施しながら、今度は商工会青年部など団体にお貸しできるようにして、なるべくエビアミーゴの露出を多くしたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。了解しました。

観光イベント業務委託の150万円なんですが、今お聞きしたところ、一応内容があったということで一安心したんですが、ぜひその辺の細かい指導と提案を、観光協会に直接落としていただいて協議を密にさせていただくというところまで、この項目で予算をつけたよというところじゃなくて、細かいミーティングがすごく必要なのかなというふうに、今すごく強く感じているんですね。放っておいて、一つ一つのことが次へ、新しい方向へ向かって形にできるパワーと発想力がないように思うんです、今の現場が。その辺をやっぱり、予算つけましたよじゃなくて、ぜひ細かい指導と道筋を一緒に立てるような、そういう作業をしてほしいなというふうに思います。ということは、もう予算をフルに生かしてくださいということが全てでございます。

あと、サマーキャンペーンなんですが、ベイエフエムのパッケージの商品に乗っかるということなんですけれども、ベイエフエムとは長いおつき合いが御宿はございますので、協議の末にはプラスアルファのいろんな形が出てくると思いますので、その辺も意思を持って協議していただきたいというふうに思います。

話を聞くとところによりますと、おまけで大きなおまけがついていると。著名なイラストレーターが描くサマーキャンペーン用のポスターの何枚かの一部を、御宿をモチーフにした、ちゃんと絵が出てくるということを既にお聞きしております。それも、去年から大分、拾いが大きいんですけども、拾うんじゃないくて、そういうことを一つ一つ戦略として仕掛けていかなければいけないと、すごく強く思っています。去年、グーグルで大きな拾い物をしましたけれども、結果、拾ってよかったということだらけで、実は一つも戦略的に動いていない現状がすごくありますので、その辺を官民一体となってぜひ前に進めたいというふうに思います。

あと、シンボルキャラクターのエビアミーゴなんですが、立派なデザインと形がそこにある

んですけれども、まさにその延長線上で宝の持ち腐れ。去年、おとしこれを描いたデザイナーさんから私のところに直接電話がありまして、全国ゆるキャラグランプリにエビアミーゴが
出展されていませんと。えっというところで観光協会の担当に問い合わせたところ、今、役場
で管理していますと。ふざけんじゃないよという話で、役場に電話したら、承知はしています
けれどもまだ作業が整っていませんということで、一日も早くエントリーするよという
ことを言った記憶があるんですが、役場を挙げて、町を挙げてのプレゼンもなかったのも、応
援もなかったのも、なかなか日の目を見ないまま終わりましたけれども、つくって終わりじゃ
なくて、生かすところまで、経済効果をいかに大きくつくれるかというところまでが勝負なも
のですから、つくったら終わりじゃないんですよ、全然。それをどういうふうに使いなし
ていくか、どういうふうの商品を、グッズを売り込んでいくか、どういうふうでPRして波及
を高めていくかということまで含めて一つの事業だと思いますので、その辺も、ぜひ町長には
所在もはっきりさせてもらって、補助金を使うから役場のものなんだということを現場が言い
わけのように言っているようでは、現場もだめだし、それを所有しているとされている町のほ
うも、生かすほどの動きがとれていない。

じゃどうしたらいいのか、どっちもだめだったらどうにもならないでしょうという現状に、
今そういうふうにはしか見えませんので、所有していようが何だろうが、現場に任すものは任す
と。任すから全て使いこなして生かしてくれという、一本化した動きとポジションをしっかり
させてもらって、とにかく生かしてほしいと思います。

できれば、プラスアルファまでちょっと今日申し伝えたくてここにも触れたんですが、次、
ぜひ予算がついたら、全天候のエビアミーゴをつくっていただいて、御宿在住のプロサーファ
ーに毎日サーフィンをやってもらおうと。そうすると、プロサーファーとかサーファーって、昔
のサーファーと、御宿にいる人たちの層が全く違うので、情報網も広いし、インターナショ
ナルな情報網を持った人たちがいっぱいいます。サーフィンボードで波乗りするエビアミーゴが
毎日世界へ発信されるような、そういうことも全く夢物語ではありませんので、そういうこと
も戦略の一つに、片隅に受けとめていただいて、できれば一日も早く現実にしたいなと思っ
ておりますので、その辺を含めて最後に一言、町長、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろな面で互いに、役場、観光協会、認識不足があったというこ
とで、今後きちんと協議して、また同時に、商工会の立場が非常に重要だと思いますので、こ
れから地方戦略、地域創生をやっていく中で、観光協会、商工会、また役場、産業観光課、そ

の辺のコミュニケーションを密にして、ご指摘の点についてはしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

21ページの漁港整備費318万5,000円、ちょっと私、聞き取りづらかったので、これは入札差金ですか。かもしれないし、それでそれはそれとしまして、これが国庫負担金が一切入っていないで自主財源で、町の単独予算でこれを整備したわけですね。

これが結局災害に相当しなくて、災害復旧費は導入できなかったということで、町単独でなさったということで、この堤防そのものは見るからに古いような感じが見受けられます。さらに、外側の防波堤にもかかわらず消波ブロックもなされていなくて、今後、あの堤防のどこかがまた破損して、こういう補修にならざるを得ないような場所かなと。そうした中で町の予算をこれだけ投入しまして、これはやっぱり軽減するための方策というんですか、今後ですね、それはどのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） このたびの漁港整備工事の減額は、大きいところは、まず最初に、船を使ってあそこの堤防を直す予定だったのが、ご承知のとおり2回ばかり指名出しても業者が集まらないということで、工法を変更し、船を使わなかったために260万円程度の金額が浮きました。

船は結局、今まだ3.11の復興が終わらないので、東北の港湾工事に行っちゃってしまっていて、どうしてもやりくりがつかせませんでした。だったら最初から陸からやればいいじゃないかというような議論もあるんですが、基本的には、護岸の幅が狭くて重機が回転できないということで、既存の悪くもない堤防を壊して工事をしないといけないということがありまして、その辺は最初には考えなかったんですが、苦肉の策ということでそのような工法をとらせていただき、結果的に260万円ばかり金額が下がりました。残りはほかの小さい工事の入札差金でございます。

それと、おっしゃるとおり、工事箇所の外側にはテトラポッド等ございませんで、これは議会と漁協組合との懇談会のときにもお話がありましたが、私どものほうは、そこはいい磯で、アワビなどがいっぱいいるので、消波ブロックを入れるのはとんでもないというような場所であったわけで、今まで入れていなかったんですが、この間の懇談会の中で、副組合長さんも、そういうことを言ってもまた壊れたら元も子もないので入れてくれというようなお話がありま

して、組合からもそういうお話があります。ただ、多額な費用がかかりますので、有利な補助金等ございましたらそれにより、なるべく早目に対策を講じたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

一般質問でも触れさせていただいているんですけども、22ページ、観光費、多言語観光案内看板作成委託300万円という金額が出ています。ふるさと創生資金の流れで、総務委員会でも企画財政課長からも説明があって、今回これでやらせてくれと言われているんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、多言語看板の設置6カ所、英語、スペイン語、中国語、韓国語と書いてあります。

私的には、サイン計画というものは非常に景観に関連して大切なことだと思うんです。今の御宿の現状を見ますと、ただ単に看板等を設置して文字を書く、その基本となるデザインとかが全くでたらめになっています。その辺が心配なので質問するわけですが、個人的には僕は要らないと思うんですけども、看板とかそういうものは。ガイドブックも4万冊つくるということで。できたてのころはきれいなんですけれども、何年かすると必ず、汚くてどうしようもない、ごみと一緒にものがいっぱいあります、町なかにも。

そういうわけで、この300万円の6カ所はどこに設置するのかということと、サイン計画の基本となるデザイン、まず発注する前にデザインをどうするのかということと、素材も含めてどのような考え方があるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 多言語看板でございますが、これは御宿にいらっしゃいます外国人に対応するため、外国語表記の町内施設の案内看板を考えております。今、6カ所というようにお話がございましたが、記念館、記念像、記念塔、ウォーターパークにロドリゴの上陸地、今のところこの5カ所を考えております。

デザインにつきましては、このたび包括協定を結びました千葉工業大学のデザイン科の教授にお話をいたしまして、つくっていただこうと思っています。この教授が観光マップとかマップのデザインがご専門だそうで、そういう実績がございますので、そこをお願いしまして、今おっしゃられましたとおり、サインが確かに場所場所、物によってばらばらでございますので、一貫したものをこれから考えていきたいということでオファーをしまして、統一性のあるものをつくっていきたいと思います。

また、おっしゃるとおり、看板、最初はきれいなんですけれども、やはり経年劣化で汚くなってしまいうのがあります、その点につきましても、なるべく陳腐化しないようなもの等、何か検討しまして考えたいと思います。

デザインにつきましては、恐らくこれだけということではなく幾つか出していただきますので、また産業建設委員会等でご意見などをいただきながら、いいものをつくりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。わかりました。

最近、先ほども前段者からサーファーのことで出たんですけれども、結構大人のサーファーが移住してきて、家にしてもデザイナーズハウスみたいなのを建てたり、結構おしゃれな方が移住してきています。なぜ一宮とかもあるのに御宿を選んだんですかと、コンパクトな町がいいということと、ローカルがおしゃれだということをよく言われます、このことを言っているわけじゃないんですけれども。

もう一点、そんな中で、先ほど前段者からもあったんですけれども、総合戦略策定に関してのことをもう一回ちょっと、重なるんですけれどもお聞きしたいんですけれども、事業費が858万2,000円という、ある程度細かな金額まで示された中で、先ほどちょっとわからなかったところが、有識者、大学教授を含めて、策定委員会は町内から15名程度選ぶ。業務委託の会社はもう既に決まっているのか、これからある程度コンペか何かで選定するのか、その辺がちょっとよくわからなかったもので、その辺の詳細をお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 業務委託業者の選定については、これからということでございます。それで、先ほど大事な計画というお話をいただいております中で、例えば総合計画ですとか各種計画などについて、実績のある業者の中から選定をしたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

実績がある業者と言われても、今まで御宿にかかわっていた業者なのか、国から指定を受けて、お金を出すからこの会社に決めてくれという、そういうことなのか、その辺どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 特に国からそういうお話があるものではございませんで、御

宿町のことをわかっていただいて、ほかの計画で携わったとか、そういった実績にあるところを踏まえまして、総務課の実績もそうですけれども、実績のある業者の中から選定をしたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 貝塚です。

しつこいようで申しわけないですけれども、私も観光費について、委託料の中のおんじゅく d e メヒコ99万4,000円という額が計上されていますけれども、この文言は、私、今回初めてのような気がするので、この内容、どういうものなのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） おんじゅく d e メヒコでございますが、これはウォーターパークで実施しております、今年度で2回実施しております。

これは、御宿町にゆかりの深いメキシコ文化を遊びを通して紹介するイベントでございます、ピニャータ割りといって、くす玉のようなものにお菓子が入っているものを子供たちが割ったり、ハンモックはメキシコが発祥なので、ハンモックはこういうものだと紹介したり、あとメキシコの遊びを通してメキシコの民芸品をプレゼントするなどイベントでございます、おかげさまで好評で、多くの入場者を記録しております。単なるプールイベントということではございませんで、御宿アミーゴ会のご協力もいただきまして、国際交流のための文化事業の側面も持っております。

観光面、国際交流面からも非常に有効な事業でございますので、今までは土曜日、日曜日、この2日だけでしたが、もう1週増やしまして土曜2回、日曜2回ということで、4日開催ということで倍にしたいということで、予算をお願いしております。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） そうですね。私が教えてくださいと言ったのは、わかっていながら大変意地悪な質問をしたなと思って、ごめんなさい。これは過去2回やっています。私も2回参加しています、はっきり言って。だけれども、本当に子どもだましのようなイベントだったんですね。去年は正直言って余り評判がよくなかったというようなあれも聞いています。

であるものですから、ここに出てきたからどうなのかなと思ったんですけれども、たしか去年あたりは50万円ぐらいの予算だったですね。今年は、今聞いたら4回やるということで増えたんだろうと思いますけれども、それらを国際交流協会とアミーゴ会という団体をお願いする

ということで、確かにメキシコの文化、メキシコの子どもたちがこういう遊びをしていますよ、こういうこともやっていますよというものを示しながら、同じような遊びをそこで提供して、楽しい1日を子供たちに過ごしてもらおうということはいいことだと思いますけれども、そのほかに、ちょっとついでなものですから申し上げますけれども、黒沼ユリ子先生が、私も耳にしたんですけれども、御宿からメキシコを発信しましょうと、メキシコを売り出しましょうと、メキシコと御宿というものを売り出しましょうということで、来月22日に内山 浩さんが立ち上げた皇帝ヒマワリを咲かせる会の主催で、メキシコ料理の講習会を国際中央高等学校の調理室を借りて行うということで、協会から宿泊関係者に対して参加しませんかというような情報発信をして、とにかく御宿に来たらメキシコ料理の美味しいのがいただけますよと。それで、メキシコ料理を食べたかったら御宿に来なさいというような食文化を御宿から広げましょうというようなことをおっしゃられて、実施するに至ったということなんですね。

そういうことを、課長の耳に情報等が入っているかどうかわかりませんが、非常に私はありがたいなと思います。黒沼先生は世界的にも有名なバイオリニストで、こんな片田舎に住んでくれて、なおかつメキシコをこよなく愛して、メキシコのことは御宿に来れば何でもわかるというぐらいにしましょうと、そういう情報発信基地にしましょうというような考え、ありがたいと思うんですけれども、こういうことで、はっきり申し上げて私がお願いしたいのは、新年度予算の観光予算を見ても、委託の中にはそういう項目はありませんけれども、ぜひ私は入れていただいて、そういった民民でやることも大事ですけれども、行政もやっぱりかかわって補助してあげる。そして、宿泊関係者だけじゃなくて、飲食店関係の方あるいは一般の方もそこに参加して、そういう料理を1品でも2品でも教わって発信すると。

ですから、メキシコ料理と言ったって海のもの、海産はほとんど御宿と同じようなものがとれるわけですから、そういうわけでエビにしたってアワビにしたって、メキシコのアワビ、メキシコのイセエビだって、私らも何年前はメキシコのエビを輸入して提供したこともありますけれども、そういうようなわけで共通した食材があるので、それを関連、まして御宿とメキシコはほかの地方自治体に類のない、1つの国で2カ所のところと姉妹提携を結んでいるということで、こうした国際交流の学生もまた今年も受け入れると。それによって宿泊を民宿にお願いしたり、ホームステイをお願いしたりということがあると思うんで、そういう中でぜひメキシコの料理を学んでもらうということも、行政としてもそのことを念頭に置いて何とか進めてもらいたいなというので、新年度予算には間に合わないかもわかりませんが、できたら補正でそういうこともできるでしょうから、充実した料理講習会をしていただいて、発信す

るということをお願いしたいんですが、どうでしょうか、町長、そういうことに関して。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 本当に黒沼先生のご存在は非常に大きなものがあると思います。そういう中で、ご本人がPRしていただけるということは貴重でございますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

これより暫時休憩します。

（午後 4時27分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時49分）

◎時間延長の件

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって会議時間を延長いたします。

◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） 3月10日、石田町長から提出された平成27年度御宿町一般会計予算について撤回したいとの申し出があります。

平成27年度御宿町一般会計予算撤回の件を、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

平成27年度御宿町一般会計予算撤回の件を、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎平成27年度御宿町一般会計予算撤回の件

○議長（中村俊六郎君） 追加日程第1、平成27年度御宿町一般会計予算撤回の件を議題にいたします。

石田町長から、平成27年度御宿町一般会計予算撤回の理由の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町議会議長、中村俊六郎様。御宿町長、石田義廣。

事件撤回請求書。

3月10日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記。件名、平成27年度御宿町一般会計予算。

理由。議案第10号が修正されたことに伴う教育長人件費、消防費の修正をするため、議案第29号 平成27年度御宿町一般会計予算を撤回させていただくものです。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

平成27年度御宿町一般会計予算撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

平成27年度御宿町一般会計予算撤回の件を許可することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

17日は、午前9時30分から会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 4時52分)